

2025年以降を見据えた施策の方向性
～東京における地域包括ケアシステムの構築に向けて～
(東京都社会福祉審議会意見具申) (案)

平成26年 月 日

目 次

はじめに	1
第1章 東京をめぐる状況	4
第1節 東京の現状と将来の姿	5
1 人口構造の変化	5
2 世帯構成の変化	10
3 就労等の状況	13
4 住まいの状況	15
第2節 今後の都民ニーズと対応の留意点	16
第2章 地域包括ケアシステムの考え方と東京都の取組	19
第1節 地域包括ケアシステムの構築に必要な要素	20
第2節 東京都における主な取組	22
第3章 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策展開	25
第1節 地域包括ケアを推進するための取組の方向性	26
1 生活と住まいを一体的に捉えた居住施策	26
2 インフォーマル・サポートの充実	30
3 フォーマル・サービスの充実	32

第2節	地域包括ケアシステムが機能するための仕組みづくり	39
1	地域資源のネットワーク化とマネジメント	39
2	地域づくりと地域包括ケア	43
第3節	各主体の役割	44
1	都民、事業者、関係団体・機関に期待すること	44
2	行政の役割	45
おわりに		46
審議経過等・付属資料		49

はじめに

- 前期の第 18 期東京都社会福祉審議会では、平成 22 年 11 月に「福祉の将来展望における論点～東京都の福祉改革のあゆみを踏まえて～」と題する意見具申を行い、東京都が取り組んできた福祉施策、とりわけ平成 12 年の介護保険制度等の導入期以降のいわゆる「東京都の福祉改革」のあゆみについて整理するとともに、今後の福祉施策を検討していく上で留意すべき「視点」を示した。
- 意見具申のとりまとめにおいては、東京の福祉施策の将来を考えるに当たっては、「これまでの認識の延長では対応困難」「これまで前提とされてきたものが崩れつつある状況」という議論が基調を占めた。
- そうした中で、
 - ・ 現行の福祉サービス等では十分に捉えきれない生活上のニーズが明らかになってきたこと
 - ・ 地域ごとの施策展開がこれまで以上に重要であり、多様な事業主体による創意工夫ある取組を分析し政策に結び付けていく姿勢が重要であること
 - ・ 人口構成の変化等を踏まえると既存ストックの活用の視点が重要であること
 - ・ 地域包括ケアの考え方は高齢者分野に限らず福祉分野全般に必要であること
 - ・ これらの点を踏まえた地方自治体の政策立案能力の向上が、一層求められることなどについて言及した。
- 前期意見具申以降の国の動きを見ると、平成 24 年 4 月に改正介護保険法が施行され、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各種施策の有機的な連携を図りつつ包括的に推進するように努めることが国及び地方自治体の責務とされた。
- また、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害者の範囲に難病等が加えられるなど、各自治体において、地域社会における共生の実現に向けた総合的な取組が求められている。
- 平成 25 年 8 月には、「社会保障制度改革国民会議」において、少子化対策、医療・介護、年金の社会保障 4 分野の社会保障制度改革の方向性について、報告書がとりまとめられた。この報告では、高度経済成長期に確立した「1970 年代モデル」の社会保障から、急速な超高齢化の進行、家族や地域の支え合いの機能低下、非正規雇用者の増加などの雇用環境の変化等に対応する「21 世紀（2025 年）日本モデル」への転換を掲げ、「21 世紀日本モデル」の社会保障は、すべての世代を給付やサービスの対象とし、すべての世代が年齢ではなく、負担能力に

応じて負担し、支え合う仕組みであるとしている。

- 今期（第 19 期）の東京都社会福祉審議会では、こうした動きや前期意見具申の視点を踏まえつつ、2025 年（平成 37 年）以降を見据え、東京において地域包括ケアを推進していくに当たり、特に重点的に取り組むべき課題について議論を深めることとした。
- 団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、要介護高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる 2025 年が 10 年後に迫っている。高齢化のさらなる進行など社会福祉を取り巻く諸課題に対応していくためには、地域包括ケアの考え方に立って、福祉サービスの提供のあり方を見直し、仕組みや施策の転換を進めていくことが急務となっている。
- 地域包括ケアシステムは、ともすれば高齢社会対策として受け止められることが多いが、若年層も含めたすべての世代に対し、地域において必要なサービスを提供するものである。その実現のためには、行政や特定の関係機関のみならず、地域住民が地域づくりの主役となって活動することが不可欠である。
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、地域における支え合いの重要性を改めて認識させるものであった。震災後 3 年が経過した現在も、多くの被災者が、生まれ育った地域から遠く離れた避難所や仮設住宅等での生活を余儀なくされているが、そこで取り組まれているコミュニティの維持や再構築の工夫もまた、東京都におけるシステム構築の参考となろう。
- 地域包括ケアシステムは、支援を必要とする対象者が、施設という特定の「点」の中で生活に必要なあらゆる支援を受けるという発想から転換し、地域の社会資源を十分に活用し、日常生活圏域という「面」の中で支援を届けていくものである。
- これまで東京都が進めてきた「福祉改革」では、重装備の施設偏重の福祉から地域の住まいを重視した福祉へと施策の転換を図ってきた。今後は、こうした取組を一層進化させ、ニーズに応じたサービスをより効率的に提供できるよう、地域の中に支援機能をバランスよく配置し、システム化していくことが重要である。言い換えれば、施設サービスの長所も生かしながら、いわば「支援付きの地域」の実現を目指すことが、地域包括ケアシステム構築の目的と言っている。
- ただし、施設の機能を単に地域に置き換えるだけでは不十分である。「支援付きの地域」では、施設のようにサービスの提供者と受け手が明確に分かれた状態ではなく、地域住民は支え手にも支えられる側にもなりうる。その実現には、住民の主体的な参加が前提となり、行政には、適切に圏域を設定し、民間とのパー

トナーシップの中で全体をマネジメントしていくことが求められる。

- 本意見具申では、こうした考え方に立って、東京における地域包括ケアシステムの構築に向けて必要とされる施策展開について、以下、述べていくこととする。

第1章 東京をめぐる状況

- 本章では、今後の施策展開を検討するに当たり、その前提となる東京の現状とそこから予測される将来像について、改めて整理する。
- まず、第1節において、各種社会調査に基づき、人口構造や世帯構成等の状況と将来推計について、全国の状況とも比較しながら、東京全体の傾向を分析する。
- なお、前期意見具申でも述べたように、東京には、区部、多摩地域、島しょ地域があり、多様な地域特性を有している。地域包括ケアシステムを構築する際には、それぞれの地域特性を踏まえた取組が求められるため、区部、市部及び町村部についても傾向分析を行い、詳細については巻末の「付属資料」に掲載している。
- 第2節では、第1節での分析を踏まえ、今後発生が予測される都民ニーズとその対策における留意点について述べていく。

注) 本章における人口等のデータについては、四捨五入により端数処理した数値を掲載している。

第 1 節 東京の現状と将来の姿

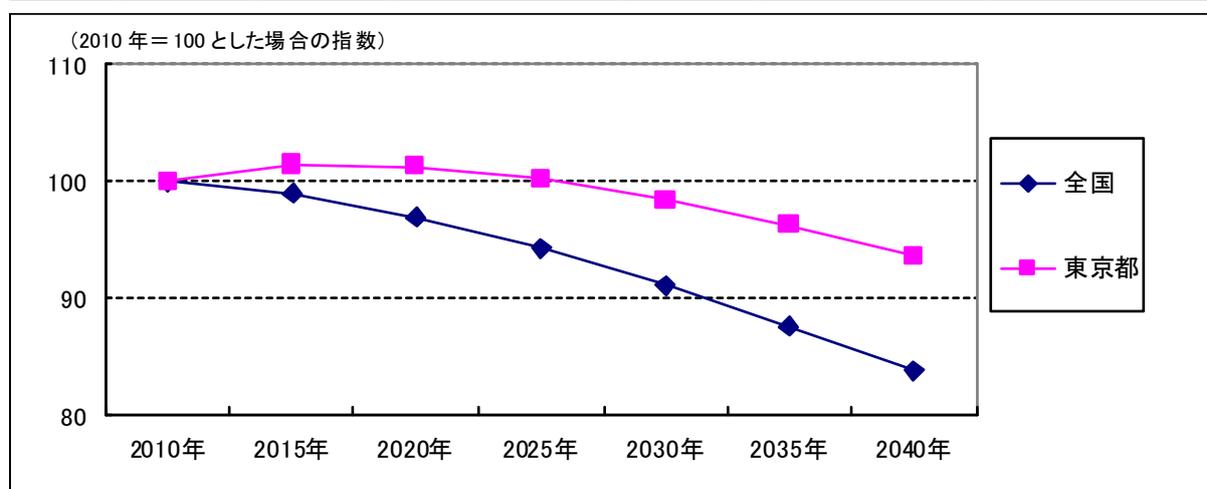
1 人口構造の変化

(総人口)

- 全国の総人口¹は、2010年（平成22年）の1億2,806万人から、長期的に減少を続け、2040年（平成52年）には1億728万人となることが見込まれる。
- 東京の総人口は、2010年から2015年（平成27年）にかけて、1,316万人から1,335万人まで増加するが、2015年から2020年（平成32年）にかけて減少に転じた後は減少し続け、2040年には1,231万人になると見込まれる。全国に比べると、東京は、総人口の減少が緩やかである。

<総人口の推移>

	2010年		2025年				2040年			
	総人口(人)	総人口(人)	2010年→2025年		総人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年		
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率	
全国	128,057,352	120,658,815	▲7,398,537	(▲5.8%)	107,275,850	▲20,781,502	(▲16.2%)	▲13,382,965	(▲11.1%)	
東京	13,159,388	13,178,672	19,284	(0.1%)	12,307,641	▲851,747	(▲6.5%)	▲871,031	(▲6.6%)	
区部	8,945,695	8,973,870	28,175	(0.3%)	8,395,687	▲550,008	(▲6.1%)	▲578,183	(▲6.4%)	
市部	4,127,128	4,129,879	2,751	(0.1%)	3,851,121	▲276,007	(▲6.7%)	▲278,758	(▲6.7%)	
町村部	86,565	74,923	▲11,642	(▲13.4%)	60,833	▲25,732	(▲29.7%)	▲14,090	(▲18.8%)	



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

(65歳以上人口)

- 我が国は、世界に類を見ない急速なスピードで高齢化が進み、世界のどの国も経験したことがない超高齢社会を迎えており、既に2010年には、高齢化率²は23%に達している。65歳以上人口が総人口の4割以上を占める自治体は、2010

¹ 本節における人口データは、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」に基づく。データの詳細については「付属資料」参照。

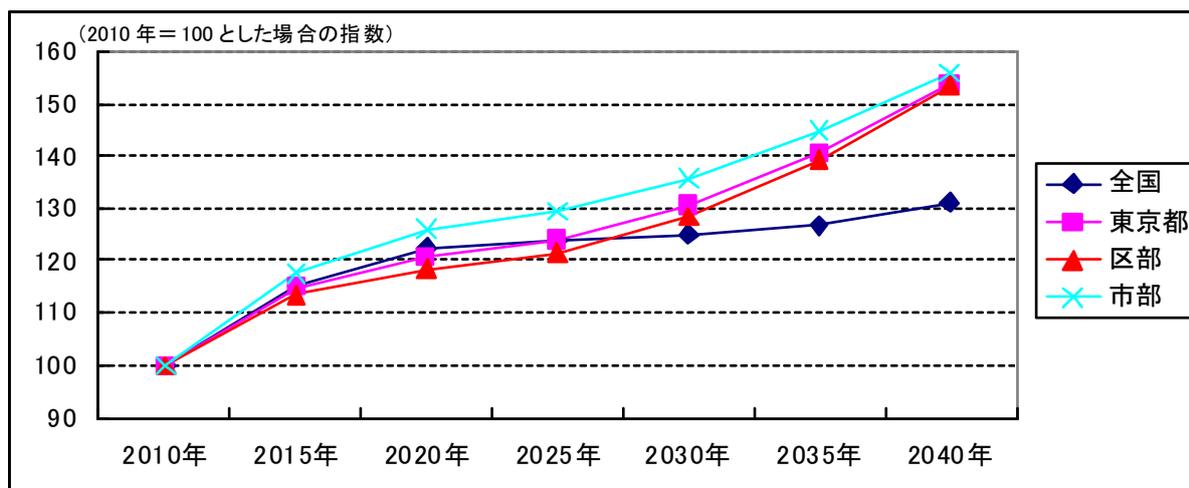
² 総人口に占める65歳以上人口の割合。この値が21%を超えると「超高齢社会」とされる。

年においては全自治体の 5%程度であるが、2040 年になると半数近くになると予測されている。

- 全国の総人口は、2005 年（平成 17 年）に初めて死亡数が出生数を上回る自然減に転じ、2006 年（平成 18 年）に一度増えたが、2007 年（平成 19 年）からは減少が続いている³。そうした中で、65 歳以上人口は一貫して増加し、2010 年の 2,948 万人から 2040 年には 1.3 倍の 3,868 万人になることが見込まれる。
- 東京の 65 歳以上人口は、2010 年の 268 万人から 2040 年には 1.5 倍の 412 万人となり、全国を上回る伸びを示すことが見込まれる。

<65歳以上人口の推移>

	2010年		2025年		2040年				
	65歳以上人口 (人)	65歳以上人口 (人)	2010年→2025年		65歳以上人口 (人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全国	29,483,665	36,573,488	7,089,823	(24.0%)	38,678,103	9,194,438	(31.2%)	2,104,615	(5.8%)
東京	2,679,265	3,322,479	643,214	(24.0%)	4,117,563	1,438,298	(53.7%)	795,084	(23.9%)
区部	1,804,464	2,192,719	388,255	(21.5%)	2,768,307	963,843	(53.4%)	575,588	(26.2%)
市部	851,072	1,103,358	252,286	(29.6%)	1,325,147	474,075	(55.7%)	221,789	(20.1%)
町村部	23,730	26,402	2,672	(11.3%)	24,109	379	(1.6%)	▲2,293	(▲8.7%)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

(75 歳以上人口)

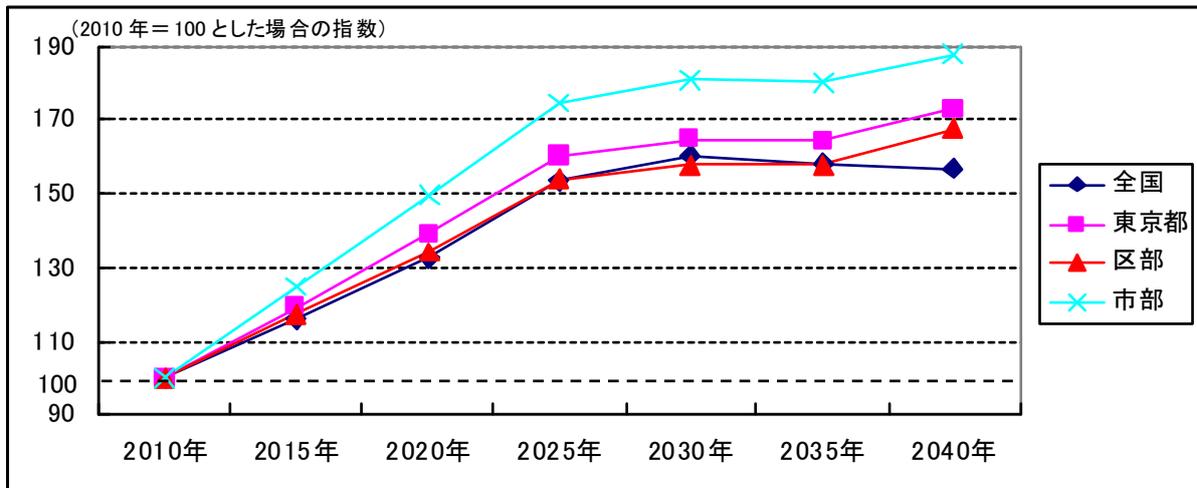
- 高齢者の中でも、75 歳以上（後期高齢者）人口は急速に増加しており、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）には、この傾向はさらに顕著になる。
- 全国の 75 歳以上人口は、2010 年の 1,419 万人から 2025 年には 1.5 倍の 2,179 万人になることが見込まれる。この増加は 2030 年（平成 42 年）まで続くが、それ以降は減少に転じると見込まれる。

³ 厚生労働省「平成 24 年（2012）人口動態統計（確定数）」

- 東京の75歳以上人口は、2010年の123万人から2025年には1.6倍の198万人となり、全国を上回る伸びを示すことが見込まれる。その後、増加ペースは低下するが、2040年には214万人になると推計されている。

<75歳以上人口の推移>

	2010年		2025年		2040年		2010年→2040年		2025年→2040年	
	75歳以上人口(人)	75歳以上人口(人)	増減数(人)	増減率	75歳以上人口(人)	増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率	
全国	14,193,639	21,785,638	7,591,999	(53.5%)	22,229,934	8,036,295	(56.6%)	444,296	(2.0%)	
東京	1,234,084	1,977,426	743,342	(60.2%)	2,139,104	905,020	(73.3%)	161,678	(8.2%)	
区部	842,082	1,297,678	455,596	(54.1%)	1,410,992	568,910	(67.6%)	113,314	(8.7%)	
市部	380,040	663,825	283,785	(74.7%)	713,933	333,893	(87.9%)	50,108	(7.5%)	
町村部	11,963	15,923	3,960	(33.1%)	14,179	2,216	(18.5%)	▲1,744	(▲11.0%)	



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

(合計特殊出生率と出生数)

- 全国の合計特殊出生率⁴は、平成17年に過去最低の1.26となった後、徐々に回復し、平成24年には1.41となったが、依然として低水準で推移しており、平成23年時点の人口置換水準⁵である2.07を大きく下回っている⁶。
- 東京の合計特殊出生率は、平成17年の1.00を底に、平成21年には1.12まで回復したが、その後は1.10前後で推移している。平成24年には1.09となり、全国で一番低い⁶。
- 全国の出生数は、昭和50年に200万人を割り込んで以降減少が続いており、平成3年以降は増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっている。平成

⁴ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当。

⁵ 人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す指標。国立社会保障・人口問題研究所「2013年版人口統計資料集」における「女性の人口再生産に関する主要指標」の「静止粗再生産率」の値を使用。

⁶ 厚生労働省「平成24年(2012)人口動態統計(確定数)」

24年の出生数は103万7,231人で、前年より1万3,575人減少し、人口動態統計の調査開始以降最低となっている⁷。

- 東京の出生数は、昭和40年代半ば以降減少傾向にあったが、平成に入ってから、10万人前後でほぼ横ばいとなっている。平成24年の出生数は、10万7,401人で、前年より1,374人増加している⁷。
- しかしながら、母の年齢別に見て出生数の多い20歳代・30歳代の女性の人口は減り始めており、都外からの流入など社会増はあるものの、年少人口は今後減少していくと見込まれる。

(年齢区分別人口の変化)

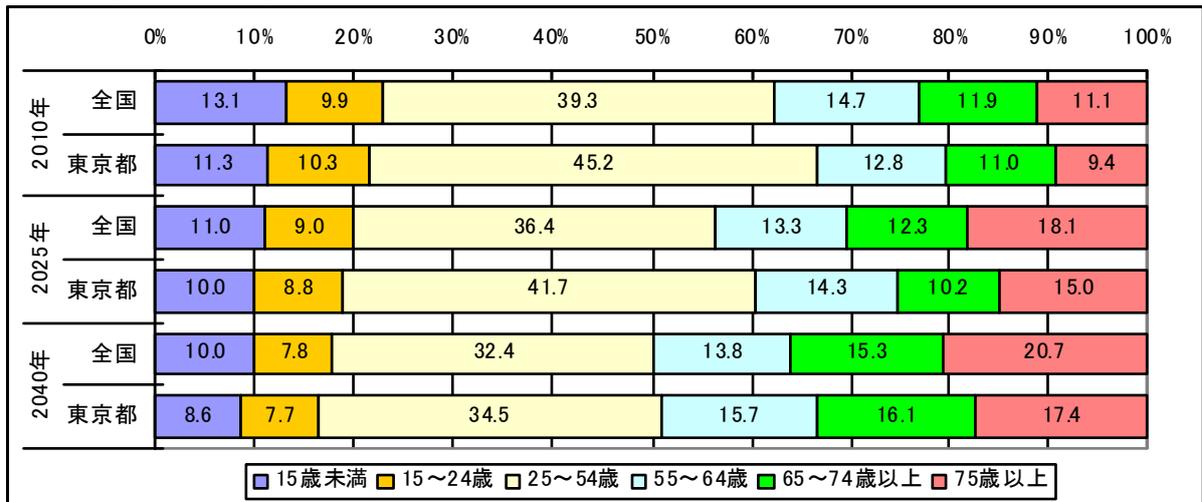
- こうした少子高齢化の進行は、人口構造の大きな変化ももたらす。そのため、各自治体で施策を検討するに当たっては、年齢区分に基づく人口構造の変化についても分析することが重要である。
- 通常、年齢区分は年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分が用いられるが、以下の6つの年齢区分⁸を用いて人口構造の変化を見ると、東京における労働期の人口の割合は、2025年において全国より5ポイント以上高い45.2%となっているが、2040年には34.5%まで減少し、全国との差も2ポイント程度に縮まることが見込まれる。
- 一方、東京における後期高齢期の人口の割合は、2010年から2040年にかけて、9.4%から17.4%まで大幅に増加することが見込まれる。

従来の年齢区分		今回用いた年齢区分	
0～14歳	年少人口	0～14歳	児童期
15～64歳	生産年齢人口	15～24歳	学習期
		25～54歳	労働期
		55～64歳	熟年期
65歳～	老年人口	65～74歳	前期高齢期
		75歳～	後期高齢期

⁷ 厚生労働省「平成24年（2012）人口動態統計（確定数）」

⁸ 柄本一三郎委員による年齢区分に基づく。それぞれの年齢区分の位置付けについて、「付属資料」に同委員から提供された資料を掲載。

<人口構造の変化(6区分)【全国・東京都】>



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

2 世帯構成の変化

(世帯の状況)

- 全国の一世帯当たりの人員数は昭和40年までは4人を超えていたが、その後、減少を続け⁹、平成25年における平均世帯人員数は2.31人となっている¹⁰。
- 東京は、平均世帯人員数が全国で最も少なく、平成25年には、全国で唯一2人を割り込む1.98人となっている¹⁰。
- 世帯数で見ると、全国の総世帯数¹¹は、2010年(平成22年)の5,029万世帯から2025年(平成37年)には4,984万世帯となり、45万世帯の減少となることが見込まれる。
- 一方、東京の総世帯数は、単身世帯の増加も相まって、2010年の627万世帯から2025年には650万世帯となり、23万世帯の増加となることが見込まれる。

(高齢者世帯)

- 高齢化と世帯規模の縮小が進行する中で、一人暮らし(単身世帯)の高齢者も増加していく。
- 75歳以上の単身世帯について見ると、全国では、2010年の250万世帯から2025年には1.6倍の402万世帯となることが見込まれる。東京では、2010年の33万世帯から2025年には1.7倍の57万世帯となると見込まれる。
- 世帯主が75歳以上の夫婦のみ世帯も、増加することが予測されている。2010年と2025年を比較すると、全国では、224万世帯から1.5倍の341万世帯に、東京では、23万世帯から1.7倍の39万世帯となることが見込まれる。

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「2013年版人口統計資料集」

¹⁰ 総務省「平成25年3月31日住民基本台帳人口・世帯数、平成24年度人口動態(都道府県別)」

¹¹ 全国の総世帯数については、2013年1月推計が公表されているが、東京のデータと比較を行うため、2008年3月推計を使用

< 世帯数の推移 >

		2010年		2025年			
		世帯数	総世帯に 占める割合	世帯数	総世帯に 占める割合	2010年→2025年	
						増減数(世帯)	増減率
総世帯	全国	50,286,692	-	49,837,337	-	▲449,355	(▲0.9%)
	東京	6,269,250	-	6,501,731	-	232,481	(3.7%)
	区部	4,444,136	-	4,612,104	-	167,968	(3.8%)
	市部	1,790,940	-	1,857,509	-	66,569	(3.7%)
	町村部	34,174	-	32,118	-	▲2,056	(▲6.0%)
75歳以上 単独世帯	全国	2,503,548	(5.0%)	4,023,224	(8.1%)	1,519,676	(60.7%)
	東京	333,322	(5.3%)	568,559	(8.7%)	235,237	(70.6%)
	区部	245,244	(5.5%)	402,291	(8.7%)	157,047	(64.0%)
	市部	86,104	(4.8%)	163,498	(8.8%)	77,394	(89.9%)
	町村部	1,974	(5.8%)	2,770	(8.6%)	796	(40.3%)
世帯主 75歳以上 夫婦のみ 世帯	全国	2,241,720	(4.5%)	3,411,902	(6.8%)	1,170,182	(52.2%)
	東京	231,545	(3.7%)	385,284	(5.9%)	153,739	(66.4%)
	区部	154,609	(3.5%)	250,097	(5.4%)	95,488	(61.8%)
	市部	75,246	(4.2%)	132,387	(7.1%)	57,141	(75.9%)
	町村部	1,690	(4.9%)	2,800	(8.7%)	1,110	(65.7%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2008年3月推計)」
東京都総務局統計部「東京都世帯数の予測」(平成21年3月)

(家族類型別の世帯数)

- 全国の家族類型別の一般世帯数の推移について見ると、「単独」、「夫婦のみ」、「ひとり親と子」世帯が増加する一方で、「夫婦と子」世帯は減少を続けている。
- 1980年(昭和55年)には、「夫婦と子」世帯は、一般世帯全体の4割以上を占めていたが、2035年(平成47年)には23.3%まで低下し、「夫婦のみ」世帯(21.2%)とほぼ同じ水準となることが予測されている。

< 家族類型別の一般世帯数、割合 >

年次	一 般 世 帯						
	総数	単 独	核 家 族 世 帯				その他
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
世 帯 数 (1,000世帯)							
1980年	35,824	7,105	21,594	4,460	15,081	2,053	7,124
1990年	40,670	9,390	24,218	6,294	15,172	2,753	7,063
2000年	46,782	12,911	27,332	8,835	14,919	3,578	6,539
2010年	51,842	16,785	29,278	10,269	14,474	4,535	5,779
2015年	52,904	17,637	30,116	10,861	14,274	4,982	5,150
2020年	53,053	18,270	30,189	11,037	13,814	5,338	4,594
2025年	52,439	18,648	29,664	10,973	13,132	5,558	4,127
2030年	51,231	18,718	28,770	10,782	12,340	5,648	3,743
2035年	49,555	18,457	27,678	10,500	11,532	5,645	3,421
割 合 (%)							
1980年	100.0	19.8	60.3	12.5	42.1	5.7	19.9
1990年	100.0	23.1	59.5	15.5	37.3	6.8	17.4
2000年	100.0	27.6	58.4	18.9	31.9	7.6	14.0
2010年	100.0	32.4	56.5	19.8	27.9	8.7	11.1
2015年	100.0	33.3	56.9	20.5	27.0	9.4	9.7
2020年	100.0	34.4	56.9	20.8	26.0	10.1	8.7
2025年	100.0	35.6	56.6	20.9	25.0	10.6	7.9
2030年	100.0	36.5	56.2	21.0	24.1	11.0	7.3
2035年	100.0	37.2	55.9	21.2	23.3	11.4	6.9

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)」

3 就労等の状況

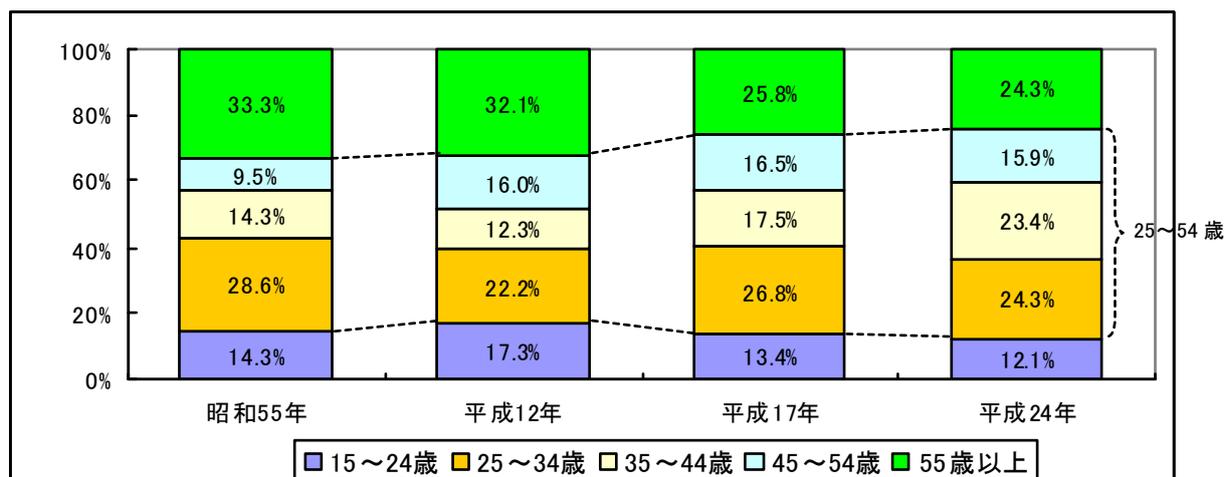
(非正規雇用者の状況)

- 雇用形態の多様化により、パート・アルバイト、契約社員などの非正規雇用者が近年増加しており¹²、平成 24 年における非正規雇用者の割合は、全国では 38.2%、東京では 35.7%となっている¹³。
- 雇用の期間等を選択できる利点などから、自らの希望や家庭の事情等により非正規雇用を選択している場合もあるが、非正規雇用は、雇用環境が不安定という側面を持っている。
- また、多くの場合、非正規雇用者は正規雇用者に比べ賃金が低く、平成 24 年における全国データでは、男女とも年間収入 200 万円未満が半数以上を占める¹⁴。
- 特に、若年層における非正規雇用者の増加は、将来への不安から結婚や出産に踏み切れないなど、世帯規模の縮小とも密接に関わっている。また、就労期における社会保険加入や自己資産形成がなされないと、経済的に困窮する世帯が増加し、将来的に社会への負荷を増大させることも懸念される。

(長期失業の増加)

- 失業期間が 1 年以上の長期失業者の年齢別割合は、昭和 55 年には労働期¹⁵である 25 歳から 54 歳までが 52%であったが、平成 24 年には 64%に増加している。

<長期失業者の年齢別の割合の推移>



資料: 昭和 55 年・平成 12 年は総務省「労働力調査特別調査」、平成 17 年・24 年は総務省「労働力調査(詳細集計)」

12 総務省「労働力調査(詳細集計)平成 24 年平均」

13 総務省「平成 24 年 就業構造基本調査」

14 総務省「労働力調査(詳細集計)平成 24 年平均」

15 梶本一三郎委員による年齢区分に基づく

(ひきこもり、ニートの状況)

- 就学や就労等を行わず、長期にわたり自宅を中心とした生活を送る「ひきこもり」について、国が平成 22 年に実施した調査¹⁶によれば、全国の広義のひきこもり¹⁷（調査対象：15 歳以上 39 歳以下）は 69.6 万人（出現率 1.79%）と推測されている。
- また、平成 19 年度の東京都の調査¹⁸によれば、都内の若年層のひきこもり（調査対象：15 歳以上 34 歳以下）は少なくとも 2.5 万人（出現率 0.72%）と推測されている。
- 若年の非労働力人口のうち家事や通学を行っていない「ニート」について見ると、全国のニート¹⁹の数は、平成 14 年以降、60 万人強の水準で推移しているものと見込まれる²⁰。
- 統計数値として把握されていないものの、40 歳代以上においても、ひきこもりやニートと同様の状況の者が一定数存在すると見込まれており、今後、高齢化が懸念される。

¹⁶ 内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書（平成 22 年 7 月）」

¹⁷ 狭義のひきこもり（「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と準ひきこもり（「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」）の合計

¹⁸ 東京都青少年・治安対策本部「実態調査からみるひきこもる若者のこころ（平成 19 年度若年者自立支援調査研究報告書）（平成 20 年 5 月）」

¹⁹ 15～34 歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

²⁰ 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」

4 住まいの状況

(借家率の状況)

- 平成 22 年における借家率は、全年代で全国が 38.1%、東京が 53.4%であり、東京は全国に比べ、借家住まいの割合が高くなっている。
- 世帯主が 65 歳以上の場合について見ると、借家率は全国が 19.1%、東京が 32.5%であり、全国、東京とも、全年代に比べ借家住まいの割合が低くなっている。
- 65 歳以上の単独世帯について見ると、借家率は全国が 36.0%、東京が 49.2%であり、世帯主が 65 歳以上の世帯全体に比べ、全国、東京とも、借家住まいの割合が高くなっている。

<住宅に住む一般世帯の借家率>

	全年代	世帯主65歳以上	65歳以上単独世帯
全国	38.1%	19.1%	36.0%
東京	53.4%	32.5%	49.2%
区部	55.8%	34.0%	49.7%
市部	48.0%	29.7%	48.6%

資料: 総務省「平成 22 年国勢調査」

(空き家の状況)

- 借家率が高い一方で、空き家の数は増加している。
- 東京の空き家率は、平成 20 年で 11.1%と全国の 13.1%に比べて低いものの、空き家数について見ると、東京全体で、平成 15 年の 67 万戸から平成 20 年の 75 万戸まで、8 万戸の増加を示している。

<空き家数の推移>

	平成15年		平成20年		平成15年→平成20年	
	空き家数(戸)	空き家率	空き家数(戸)	空き家率	増減数(戸)	増減率
全国	6,593,300	(12.2%)	7,567,900	(13.1%)	974,600	(14.8%)
東京	665,400	(10.8%)	750,300	(11.1%)	84,900	(12.8%)
区部	491,450	(11.2%)	544,760	(11.3%)	53,310	(10.8%)
市部	170,800	(9.8%)	200,200	(10.3%)	29,400	(17.2%)

資料: 総務省「住宅・土地統計調査」

第2節 今後の都民ニーズと対応の留意点

(要介護高齢者数の増加)

- 平成12年の介護保険制度開始以来、要介護（要支援）認定者数は増加し続けている。

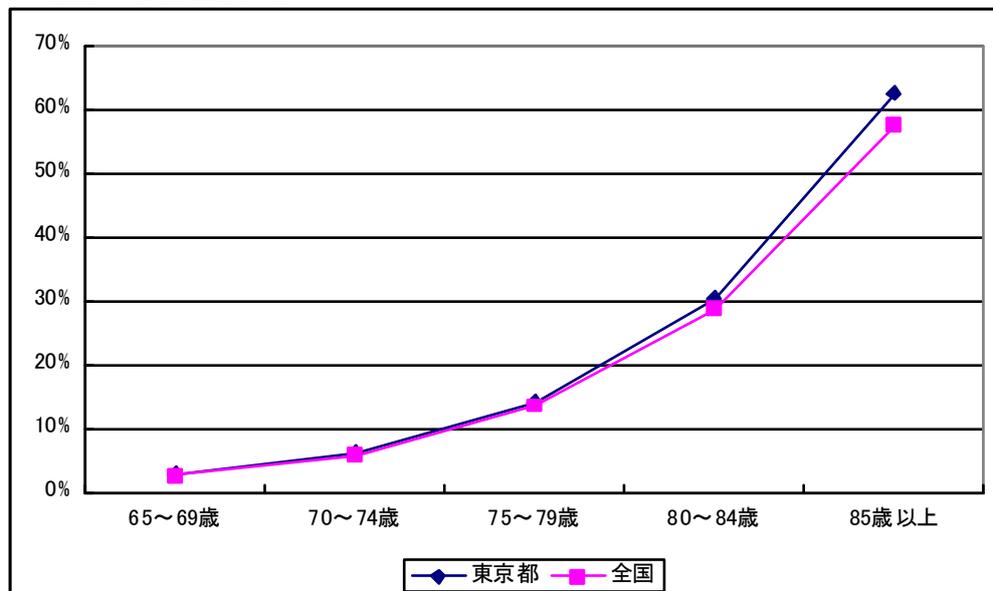
<第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、要介護認定率の推移>

		平成12年4月	平成15年4月	平成18年4月	平成21年4月	平成24年4月
全国	第1号被保険者数	21,654,769人	23,981,379人	25,935,454人	28,384,166人	29,855,066人
	要介護（要支援）認定者数 （第1号被保険者のみ）	2,181,621人	3,361,791人	4,198,315人	4,541,070人	5,174,447人
	要介護認定率	10.1%	14.0%	16.2%	16.0%	17.3%
東京	第1号被保険者数	1,867,527人	2,097,713人	2,295,147人	2,540,637人	2,685,887人
	要介護（要支援）認定者数 （第1号被保険者のみ）	169,543人	284,699人	364,260人	393,674人	458,009人
	要介護認定率	9.1%	13.6%	15.9%	15.5%	17.1%

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」
東京都福祉保健局「介護保険事業状況報告（月報）」

- 65歳の時点では、健康状態や身体状況に大きな問題はなかったとしても、加齢とともに身体機能が低下し、要介護認定率も上昇する。特に、75歳を超えると要介護認定率の伸びは著しい。

<年齢別の要介護認定率>



資料：（要介護認定者数）厚生労働省「介護給付費実態調査月報（平成25年1月審査分）」
（人口）総務省「人口推計 平成25年1月1日現在（確定値）」
東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 平成25年1月」

- 第1節で見たように、今後、75歳以上人口の急激な増加が見込まれており、

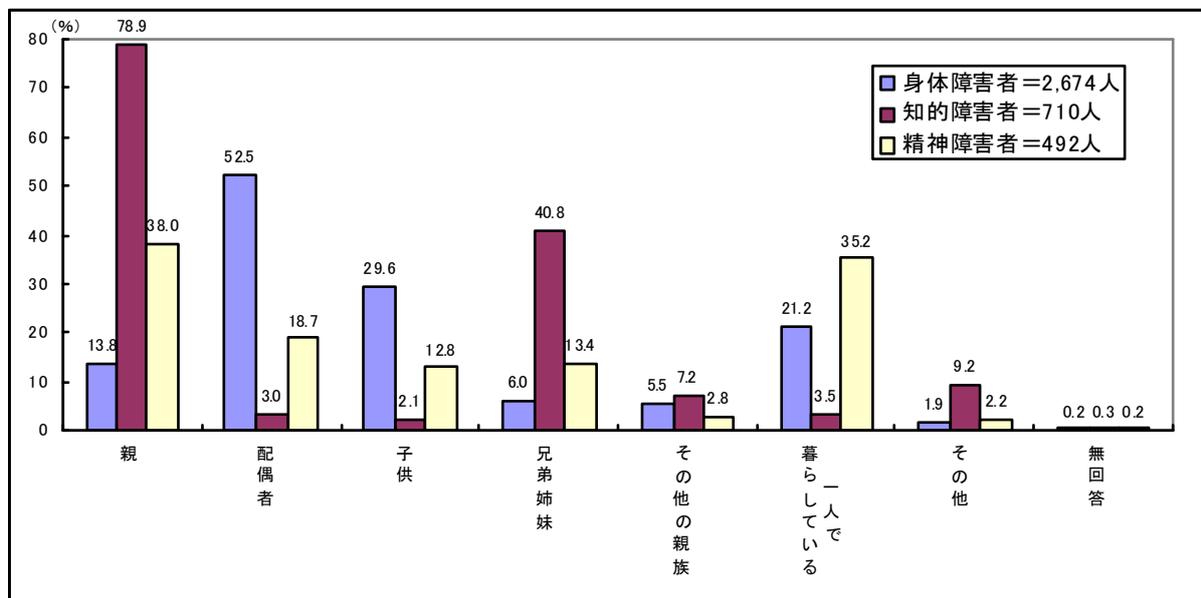
要介護（要支援）認定者数も飛躍的に増えることが予測される。

- また、東京において、要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成 23 年時点で 32 万人、このうち見守り又は支援の必要な認知症高齢者は 23 万人と見込まれる²¹。平成 37 年には、何らかの認知症の症状を有する人が 52 万人、このうち見守り又は支援の必要な認知症高齢者は 38 万人となることが予測されている。

（家族が果たしてきた機能の補完）

- 世帯規模が縮小する中で、従来は、家庭の中であたり前のように提供されていた「見守り」や「食事」などの生活上の支援が受けられなくなる状況が生じている。
- このことは、一人暮らしの高齢者の問題として語られることが多いが、高齢者夫婦だけで暮らす世帯の場合でも、一方に身体機能の低下や認知症の発症等が起きると、深刻な状況に陥ることがある。
- 障害者と同居している人について見ると、平成 20 年度に東京都が実施した調査²²では、身体障害者では配偶者が、知的障害者では親が最も多くなっており、高齢化や介護の問題が切実な課題となっている。

< 障害者と同居している人(在宅者対象・複数回答)>



資料: 東京都福祉保健局「福祉保健基礎調査 障害者の生活実態」(平成 20 年度)

²¹ 東京都福祉保健局「認知症高齢者自立度分布調査（平成 23 年 1 月）」
²² 東京都福祉保健局「福祉保健基礎調査 障害者の生活実態（平成 20 年度）」。都内に在住する 18 歳以上の者で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持するもののうち、調査への協力に応じたものを対象とする調査で、おおむね 5 年おきに実施している。

- ひきこもりやニートについても、その生活を支えているのは、多くの場合同居する親である。
- 今後、高齢化に伴い、親による支援が受けられなくなった場合に、これらの人々をどのように支えていくかも課題である。

(生活の場の確保)

- 地価の高い東京では、家族状況や身体機能の変化に応じて、ニーズに合った住まいへの住み替えが容易な借家住まいは、合理的な選択とも言える。その一方で、収入の減少や失業などが住居の喪失に結び付く可能性も高い。
- 住まいは生活の基盤であり、個々が必要とするサービスを提供するに当たっては、「住まいの確保」についても同時に取り組んでいかなければならない。その際、空き家についても積極的な活用を図るべきである。

(東京における潜在的リスク)

- 都市機能が集積し、多様な生活関連サービスが利用できる東京では、身体的、経済的に自立した状態を保っていれば、たとえ高齢で一人暮らしであっても、日常生活を継続しやすい環境にある。
- 一方、東京においては、血縁や地縁等により形成されてきたネットワークが弱まったり失われたりしていることや、ネットワークはあっても、そこから孤立した状態になり必要な支援や情報を受けられない人が出てきていることが指摘されている。
- このような状況の中で、一人暮らしの高齢者などが、加齢や疾病に伴う身体機能等の低下により日常生活に支障を来した場合、とたんに深刻な問題につながるおそれがある。
- また、障害を持つ子供がいる家庭などでは、親が高齢化や病気等により子供を支えることができなくなった場合に、親と子供の双方の問題が複合し、深刻化することがある。
- 世帯規模が縮小し、家族による支援機能も低下する中で、今後こうしたリスクが増大していくことが危惧される。
- そのため、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、直接的なニーズのみならず、そのニーズを充足するために必要な諸条件についても配慮し、地域で生活する一人ひとりを、真に支える仕組みにしていかなければならない。

第2章 地域包括ケアシステムの考え方と東京都の取組

- 本章では、地域包括ケアシステムの構築に当たっての基本的な考え方と東京都の取組を整理する。
- まず、第1節では、地域包括ケア研究会の報告に基づき、地域包括ケアシステムを構成する要素について確認するとともに、その成立要件等について、改めて整理する。
- 第2節では、前期意見具申以降に東京都が進めてきた、地域包括ケアシステムの構築に向けた主な取組を概観する。

第1節 地域包括ケアシステムの構築に必要な要素

(地域包括ケアシステムを構成する要素²³)

- 平成21年5月に公表された地域包括ケア研究会の報告書(平成20年度)²⁴では、地域包括ケアシステムを、
 - ・ ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制と定義している。
- ここで掲げられた「介護」「医療」「予防」「生活支援サービス」「住まい」の5つの要素について、平成25年3月に公表された地域包括ケア研究会の報告書(平成24年度)²⁵では、相互の関係性を改めて整理している。
- そこでは、「住まいと住まい方」を地域での生活の基盤をなす植木鉢に例え、そこで生活を構築するための「生活支援・福祉サービス」を養分を含んだ土とし、その土があるところで、「介護」「医療」「予防」の専門的サービスが力を発揮するものとしている。

(地域包括ケアシステム構築に必要な視点)

- 住まいは、住み慣れた地域で暮らし続けるための基盤である。そこは、単なる「住まう場所」というだけでなく、高齢者や障害者等が尊厳をもって、安心して生活するために必要な生活支援や、介護、医療等のサービス提供の場でもある。
- その機能を十全に発揮するためには、適切な住まいと対象者のニーズに応じた住まい方が確保される必要がある。
- その上で、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、日常生活圏域において、介護・医療等の制度に基づくサービスだけでなく、それらを補完する見守りなどのインフォーマルな形での支援を一体的に提供することが求められる。
- そこでは、専門的な支援を行うフォーマル・サービスと、生活に密着したきめ

²³ 本節では国の地域包括ケア研究会報告書による定義について記載しているが、「付属資料」に森本佳樹委員による地域包括ケアとその要件についての資料を掲載

²⁴ 地域包括ケア研究会(平成20年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」

²⁵ 地域包括ケア研究会(平成24年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分))「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」

細かな支援を行うインフォーマル・サポートを、ともに充実させていくことが重要である。

- 介護や医療等のフォーマル・サービスは、それぞれの制度に基づいて提供されるものだが、利用者がニーズに応じて必要なサービスを柔軟に組み合わせて生活できるよう、制度間の連携を密にする体制を充実させることが必要である。
- さらに、フォーマル・サービスとインフォーマル・サポートを結び付け、活用しやすい仕組みを構築することも必要となる。
- これらに取り組むに当たっては、区市町村において、それぞれの地域の現状だけでなく、中長期的な視点に立って、人口構造や社会環境の変化とそれによって生じる諸課題についても考慮しなければならない。
- 日常生活圏域において、必要な支援を届けていく「支援付きの地域」を実現するためには、以上のような視点を持って、地域包括ケアシステムの構築を推進することが求められている。

第2節 東京都における主な取組

(在宅療養の推進)

- 東京都においては、誰もが地域で安心して療養生活を送ることができるよう、区市町村の主体的な取組を基盤に、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなど関係する多職種が緊密に連携した患者支援ネットワークによる「24時間安心の在宅療養支援体制」の構築を目指し、様々な取組を展開してきた。
- 関係機関のネットワークづくりや支援窓口の設置、在宅医療拠点病院など、これまで実施してきたモデル事業の検証も踏まえ、平成22年10月には「東京都在宅療養推進会議」を設置し、地域における関係機関、都民等の役割分担や実情に応じた推進策の検討、先進事例の紹介等を行っている。
- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問看護サービスの安定的な供給を確保するため、開設時の初度経費の補助や経営コンサルタントによる相談支援を行うなど、訪問看護ステーションの設置促進と安定的な運営を支援している。
- さらに、訪問看護ステーションの人材の確保・育成・定着を図るため、地域における新任訪問看護師の育成や訪問看護認定看護師資格取得支援等を実施している。

(認知症対策)

- 認知症対策としては、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、平成24年度から「認知症疾患医療センター」を二次保健医療圏(12圏域)ごとに設置し、保健医療・介護機関等と連携し、鑑別²⁶診断、身体合併症・行動心理症状への対応、専門医療相談等を実施するとともに、認知症疾患医療・介護連携協議会の開催、関係者への研修を行うなど、地域の支援体制の充実を図っている。
- さらに、平成25年度からは、区市町村の認知症コーディネーターと、認知症疾患医療センター等の認知症アウトリーチチームが協働して、認知症の疑いのある人を把握・訪問し、状態に応じて適切な医療・介護サービスに結び付ける取組を進めている。
- また、「東京都若年性認知症総合支援センター」を平成24年5月に開設し、若年性認知症の人や家族の相談をワンストップで受け付けるとともに、地域包括支援センター等の専門機関に対して支援を行うことにより、早期に適切な支援に

²⁶ 認知症の原因疾患と認知症の症状に類似する他の疾患(せん妄、うつ病等)とをしっかりと見分けること

結び付け、就労など若年性認知症特有の問題解決を図っている。

(見守り活動)

- 高齢者の見守り体制の充実のためには、一人でも安心して暮らせる地域社会の構築を目指して、平成 24 年 5 月に「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」を設置し、高齢者に対する見守り活動の現状と課題を分析しながら、高齢者を地域で支え、見守る有効な取組について検討を行い、「見守りガイドブック」を作成した。
- 平成 25 年度からは、このガイドブックを活用し、見守りサポーター²⁷の養成研修を実施する区市町村を支援している。

(精神障害者に対する支援)

- 未治療や治療中断等により、入退院や問題行動等を繰り返すなど、地域社会での生活が困難な精神障害者に対しては、医療導入や地域生活の安定化に向けた継続的な支援が必要であることから、平成 22 年度から、区市町村や保健所と密接な連携のもと、医師や保健師等の専門職チームが訪問型の支援を行っている。

(ひとり親家庭に対する支援)

- ひとり親家庭への支援としては、子育てと仕事の両立を図るため、「東京都ひとり親家庭支援センター」において、平成 22 年度から、在宅就業に必要なスキル習得のための研修とともに仕事の紹介や相談支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立を助け、安心して子育てできるよう支援している。

(児童の自立支援)

- 児童養護施設等から退所した児童は、保護者からの支援が期待できず、また、就労が不安定である場合が多いことから、社会的に孤立し経済的に困難な状況に陥りがちである。そのため、平成 24 年度から自立支援コーディネーターを各児童養護施設に配置し、退所後の児童の社会的・経済的自立を支援している。
- また、平成 25 年度から、自立援助ホームに対して、就職定着支援を行う専任の職員配置を試験的に開始しており、就労先企業と連携しながら、児童の就労支援を行っている。

(福祉人材の確保・定着)

- 福祉人材の確保対策としては、就職活動中の高校・大学新卒者等を介護分野への就職に結び付けるため、在学中に訪問介護員 2 級の資格を取得できるよう、平

²⁷ 高齢者等の異変に気付き、地域包括支援センター等の専門機関に連絡するなど、地域において状況に応じて見守りを行う人

成 24 年度まで支援してきた。さらにキャリアアップの意欲を持つ者に対しては、介護事業所への就職後の介護福祉士の資格取得を支援している。

(低所得者・離職者等対策)

- 住まいを失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら、不安定な仕事に就いている人や離職者等に対しては、都内に拠点相談所「T O K Y O チャレンジネット」を設置し、生活・居住・就労相談等を実施している。

第3章 地域包括ケアシステムの構築に向けた施策展開

- 本章では、前章で整理した地域包括ケアシステムの構築に必要な要素を踏まえ、東京における施策展開の方向性と推進に当たっての仕組み等について述べる。
- まず、第1節では、地域包括ケアを推進するための取組の方向性について、居住施策、インフォーマル・サポート、フォーマル・サービスの別に示していく。
- 第2節では、地域包括ケアシステムを機能させるために必要な地域資源のネットワーク化とマネジメント及び地域づくりの視点について述べていく。
- そして、第3節では、地域包括ケアシステムの構築の推進主体となる都民や行政等の役割について述べていく。

第1節 地域包括ケアを推進するための取組の方向性

1 生活と住まいを一体的に捉えた居住施策

(地域における安定的な住まいの確保)

- 適切な住まいの確保は、地域包括ケアシステムを構築するための基本である。住まいは日常生活の基盤そのものであり、まず居所が定まらなければ、安定した生活が成立しない。
- 今後の住まいの整備に当たっては、防火や耐震などの安全性や、バリアフリーへの対応なども含めた居住空間の質の確保はもちろんのこと、そこで生活する人が、地域から孤立することなく暮らし続けられるよう、各種の生活支援や介護・看護・医療等のサービスの確保についても、一体的に考える必要がある。
- 借家率の高い東京においては、居住空間の質の確保の手段としては、居住者のニーズに応じた住宅改修に加え、ニーズに応じた住み替えをいかに円滑に行えるようにするかが課題となってくる。
- 住み替えによる居住地の移動は、生活環境を大きく変えることになるため、機能面のみを重視すると、身体的な面での負担軽減にはなったとしても、生活全般として捉えると、かえってマイナスになる場合もある。
- そのため、住む場所が変わっても、高齢者等が地域のつながりを失うことなく生活することができるよう、サービス付き高齢者向け住宅やシルバーピア、都市型軽費老人ホームなど、地域における住み替え場所のさらなる確保が求められる。
- また、地域のつながりが希薄化する中で、住まいそのものに、コミュニティ形成機能を持たせる工夫も求められてくる。一般住宅の一部を高齢者向け住宅とし、居住者が交流できる施設を併設するなど、多世代が触れ合い、共に暮らす環境を整備し、新たな地域コミュニティを創出することも必要である。
- 例えば、板橋区の高島平団地では、「多世代にやさしい先進的なコミュニティがあるまち」を目指して、若年層や子育て世代の誘引や多世代の集いの場の設置など、様々な取組が行われている。

(住み替えに際した身元保証等の問題への対応)

- 賃貸住宅に住み替えるに当たっては、多くの場合、保証人が必要となる。特に、高齢者については、病気や死亡など居住者本人に万一のことがあった場合の対応に不安を持ち、保証人を求める貸主が多い。

- しかしながら、未婚率が上昇し、世帯規模も縮小する中で、今後、保証人となる親族等がない高齢者が増加していくことが予想される。
- 従来、保証人の確保については、個人の問題と考えられてきたが、地域包括ケアの視点から、身元保証の問題を地域全体の問題として捉え、保証人の確保が困難な高齢者等が円滑に住まいを確保できるよう、家賃等の債務保証や万一のことがあった場合の対応の手段などについて、課題を整理していく必要がある。
- 既に、東京都には、「あんしん居住制度²⁸」があるが、より使いやすいものとなるよう検討していくべきである。

(空き家等の地域資源の活用)

- 東京は、地価の高さ等から住まいの確保が困難な面があるが、一方で、公的な賃貸住宅に加え、民営の賃貸住宅が数多く供給されている。また、空き家や廃校になり活用されていない校舎なども存在する。これらの既存ストックは東京の貴重な資源であり、リノベーション²⁹を行うことなどにより、有効に活用していくことが重要である。
- 特に、近年増加している空き家については、賃貸用の住宅、売却用の住宅など、その用途は様々であるものの、中には腐朽や破損が少なく、面積が広い優良な建物も含まれており、有効に活用することができれば、地域における貴重な資源となり得る。
- 空き家の所有者の中には、物件を所有していても、維持管理や権利関係等の問題から、対処に困っている者も多い。空き家を長期間放置しておくことは、防犯・防災上の問題があることに加え、空き家の増加は地域の活力の低下にもつながる懸念がある。空き家を有効活用し、新たな住まいや地域の交流の場として再生させていくことは、地域活性化の上でも重要な方策となる。
- 一人暮らしの高齢者や非正規雇用者等が増加する中で、世代を問わず、低廉な家賃の住まいへのニーズが高まっている。空き家を改修して、比較的低廉な家賃の集合住宅とし、そこに必要なケアが届けられる仕組みを構築すれば、見守りが必要な高齢者などが、安心して生活できる場ともなりうる。また、地域の中でこうした住宅が増えれば、住み替えが必要となった場合でも、地域とのつながりを保ったままで、生活を継続することが可能となる。

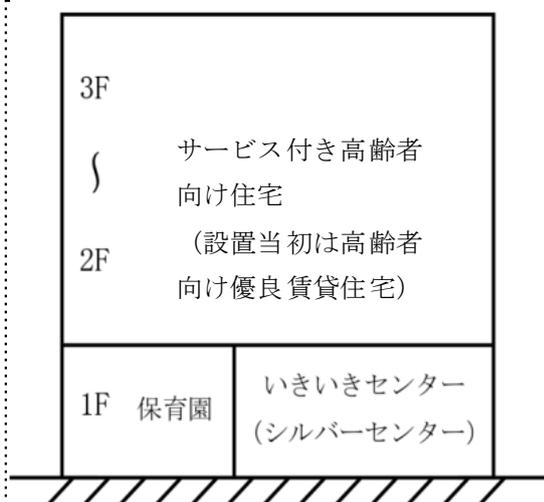
²⁸ 高齢者等が安心して住み続けるための入居支援として、見守りサービス等を実施する制度（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）

²⁹ 既存の建物に大規模な改修工事を行い、その建物の持つ用途や機能を変更して、時代に合わせた性能へと向上させたり、価値を高めたりすること

【参考事例①】

既存ストックを活用した住まい整備の取組

廃校となった小学校の活用事例 <ヘルスケアタウンにしおおい>



所在地：東京都品川区

開設：平成 21 年

運営：社会福祉法人こうほうえん

施設概要

- ・廃校となった小学校の施設を区から社会福祉法人が借り受け、建物の改修を行い、サービス付き高齢者向け住宅、保育園、介護予防拠点を整備
- ・地域交流施設を併設（いきいきセンター）

特徴

- ・使われなくなった公共施設の有効活用
- ・住み慣れたまちの身近な空間で老い、最期の時を迎えることが可能
- ・多世代交流が可能

空き家の活用事例 <ホームホスピス「かあさんの家」>



所在地：宮崎県宮崎市（3 か所）

開設：平成 16 年・19 年

運営：特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎

施設概要

- ・空き家となった民家に必要最小限の改修を行い、入居者5名の共同の住まいとして提供
- ・多職種が連携しながら、チームとして入居者の日常生活を 24 時間見守り、ケアを提供

特徴

- ・空き家となった民家を有効活用し、家にできるだけ近い環境で過ごせる「自宅ではないもうひとつの家」を実現
- ・在宅生活の不安を解消し、最期の時までケア（看取り）

※ 東京都社会福祉審議会検討分科会（第 2 回：平成 25 年 6 月 18 日開催）における園田眞理子委員の発表及び特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎のホームページ（<http://www.npo-hhm.jp/index.htm>）上の情報等に基づき作成

（福祉施策と住宅施策等の連携）

- 住まいの確保と良好な住環境の形成に向けた取組を円滑に進めるには、自治体における福祉部局と住宅行政や建築行政等の関係部局が連携を図ることが重要である。
- 連携のためには、そのツールの一つとして、居住支援協議会を活用することが有効である。
- 居住支援協議会は、家賃滞納に対する不安や身寄りがないことによる緊急時の対応への不安を要因とした入居制限等、市場において自力では適正な水準の住居を確保することが困難な住宅確保要配慮者³⁰の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅、福祉行政をはじめ、宅地建物取引業者や居住支援を行うNPO等が連携して設立するものである。
- 今後、区市町村において居住支援協議会の設置を進め、住宅確保要配慮者に対し適切な住宅を提供するとともに、地域包括ケアの観点から、見守り等の実施など新たな取組を行い、入居後の安心を確保することが必要である。

³⁰ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者

2 インフォーマル・サポートの充実

(インフォーマル・サポートの重要性)

- 前章で述べたように、地域包括ケアが成立するためには、生活の基盤となる「住まい」において、「食事」や「安否確認」など、安心して生活できるようにするための支援が行われていることが必要である。
- こうした生活支援は、これまで主に家族によって担われており、支援対象者の年齢や生活習慣などによってニーズも異なるため、一定の基準に基づくフォーマル・サービスのみで、そのすべてをカバーすることは難しく、地域における柔軟な対応が求められる。
- そのためには、地域住民の参加やNPO等の参入を促し、インフォーマル・サポートを充実させる必要がある。

(インフォーマル・サポートの充実の視点)

- 区市町村では、現在も、介護保険や自治体の福祉事業等のフォーマル・サービスに加え、地域のニーズに応じた様々な生活支援が、多様な主体により行われている。
- 例えば、食事について見ると、介護サービス事業者が、介護保険制度に基づき、生活援助の一環として食事の準備や調理を行っている場合もあれば、商店街やコンビニエンスストアなどが、健康づくりや家事負担軽減の一助として配食サービスを行っている場合もある。
- また、見守りについて見ると、民生・児童委員が高齢者や子供への声かけや安否確認を行っている場合もあれば、セキュリティ会社が安否確認サービスを提供している場合や、新聞、電気、ガス、郵便等の地域の事業者が、地元自治体等との協定により、配達や点検時に安否確認を行っている場合もある。
- インフォーマル・サポートを充実させることにより、上記のような取組以外にも、地域のニーズに即した様々な生活支援の展開が可能である。
- その際には、既存の団体や事業者だけでなく、地域住民を主役として、インフォーマル・サポートを提供する新たな仕組みをつくることも重要である。こうした取組を通じて、地域住民の交流が進めば、地域の課題の早期発見、早期対応にもつながる可能性がある。
- 前期意見具申では、「新しい互助ともいふべき機能」の必要性について言及したが、事業者等を含めた地域社会のすべての構成員が、当事者として住民の生活

全体を支えることが、地域包括ケアシステムを構築し、その実効性を担保する上で重要である。

- こうした地域の取組を促進するために、行政においても、必要な情報や活動の場を提供するなど、積極的に支援していくことが求められる。

3 フォーマル・サービスの充実

(フォーマル・サービスの基盤整備)

- 東京都が平成 22 年度に行った調査³¹によると、希望する高齢期の住まいは、「現在の住宅にそのまま住みたい」の割合が最も高く、72.4%であり、多くの都民が高齢期においても自宅に住みたいと希望していることがわかる。
- 多くの都民が希望する在宅生活を実現するためには、これまで述べてきたように、生活の基盤となる住まいにおいて、日常生活を支える生活支援が行われ、その上で、専門的なサービスを受けることができるよう、地域においてサービス基盤の整備を進めていかなければならない。
- 在宅生活の継続のためには、訪問介護や訪問看護等の居宅サービスや、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの充実を図るとともに、必要な時に医療サービスを受けることができる環境整備が必要である。
- また、サービス提供事業者や医療機関等との連携を推進するとともに、インフォーマル・サポートを含めたマネジメントができるような、地域の拠点を整備・機能強化していくことも重要である。
- 地域包括支援センターのほかに、平成 24 年度に創設された小規模多機能居宅介護の事業所なども、地域の拠点としての役割を担う可能性がある。既に、他県では、地域交流拠点を併設し、フォーマル・サービスとインフォーマル・サポートを同時に提供したり、在宅療養支援診療所等と連携し、看取りまで行っている例もあり、東京においても、今後整備が進むことが期待される。
- そのためには、運営基準や施設・設備基準など様々な点から検証を行い、必要に応じて国に提案要求するなど、整備促進に向けて取り組んでいくべきである。
- こうしたサービス基盤の整備に加え、血縁や地縁等が希薄化している東京においては、アウトリーチ型の支援を充実させることも重要である。
- 「自ら制度にアクセスできないが、支援を必要としている人」を見逃すことなく、適切なサービスを届けるアウトリーチ型の支援は、個々のニーズに即したきめ細かな対応ができるというメリットに加え、小さな変化を敏感にキャッチし、ニーズの掘り起こしにもつながる効果がある。

³¹ 東京都福祉保健局「福祉保健基礎調査 高齢者の生活実態（平成 22 年度）」

(介護と医療の連携の推進)

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、在宅療養における中核的なサービスである介護サービスと医療サービスの基盤整備を進め、各サービスの充実を図ると同時に、双方の連携を一層強化していくことが重要である。
- 在宅生活の継続には、適切な介護サービス、生活支援に加え、状態の変化に応じた医療サービスの提供が不可欠である。そのため、介護職が要介護者の状況を適切に情報提供し、それに基づいて医療・看護職が助言を行うなど、両者が日頃から連携し、疾病の予防や早期発見、重症化予防に取り組む仕組みを構築することが重要である。
- 以下では、在宅療養を進めるに当たって、介護サービスと医療サービスに関わる様々な機関や多職種の「連繋」の鍵となる、かかりつけ医や訪問看護師等の役割と必要な取組について、詳しく述べていく。

(かかりつけ医等の役割)

- 在宅療養においては、疾病に対する医学的な管理だけでなく、病気を抱えた人やその家族を含めた個々の生活に着目して、医療に加え、様々なサービスを組み合わせる地域で支えることが重要である。そこでは、これを医療の側面から支えるかかりつけ医の役割が大きい。
- 患者・家族のプライマリ・ケアを担うかかりつけ医は、病状に応じて専門医につなげるなどの医療面での機能のほかに、住民健康診査や学校保健事業への参画、介護保険事業や障害者福祉事業等への関与など、社会的機能も担っている。今後も、地域ケア会議³²への参加など、地域包括ケアシステムの構築に積極的に関わり、医療職を代表する立場から提案・情報発信を行っていくことが望まれる。
- さらには、認知症や緩和医療、リハビリテーションなど、在宅療養に関わる最新の知見の習得に取り組み、専門医療機関への紹介に加え、生活習慣病や介護予防に関する助言、情報提供等も期待される。また、在宅療養支援歯科診療所の歯科医師や訪問薬剤指導実施薬局の薬剤師など、地域の医療職等の連携の促進にも中心的な役割を果たすことが望まれる。
- 平成 18 年の診療報酬改定において、在宅療養支援診療所が創設された。都内でも、平成 25 年 4 月現在、1,552 か所届出がなされているが、今後の高齢化の急速な進行を踏まえると、一般の診療所のかかりつけ医においても、患者の生活全般を視野に入れた在宅療養支援に一層取り組むことが期待される。

³² 地域ケア会議の実践の例について、39 ページに記載

- 複数の診療所医師が相互に連携した 24 時間の訪問診療体制の確保、在宅療養に関する総合相談窓口の設置、地域包括支援センターサポート医制度など、地区医師会では既に様々な取組が進められているが、今後も医療・福祉行政と連携しながら、一層積極的な役割を果たすことが求められる。

(訪問看護師等の役割)

- 訪問看護ステーションや保健所等の看護職には、かかりつけ医と介護の関係機関との架け橋となることが期待されている。特に、訪問看護師は、訪問診療や往診を行うかかりつけ医と連携して、在宅での看取りまでを医療面で支えるだけでなく、かかりつけ医の指示・判断をケアマネジャーなどの福祉職にわかりやすく伝達し、適切な福祉サービスにつなげるハブとしての役割を担っている。
- 訪問診療や訪問看護・訪問リハビリテーションなどアウトリーチ型のサービスは、在宅で療養している患者・家族の安心感を高め、中重度の要介護者の在宅生活の限界点を引き上げる上で、有効かつ不可欠なものである。
- 今後、在宅療養患者の増加が見込まれる中で、サービスの量的な拡大とともに、生活全体を支える上での機能の強化も求められる。

(入院時からの在宅移行支援)

- 在宅療養を進める上では、退院時に、患者の状況に応じた受入体制が整備されていることが重要である。
- そのためには、入院治療開始時から、在宅復帰を念頭に置いた治療を進めるとともに、退院後にスムーズに在宅療養に移行できるよう、入院中から病院と診療所及び地域包括支援センター等が連携し、病院のMSW（医療ソーシャルワーカー）等と地域側のケアマネジャー、訪問看護師等、多職種が協働して支援を開始することが必要である。
- 現在の取組状況を見ると、退院調整に関しては、平成 20 年度の診療報酬改定において退院調整加算が創設され、日本看護協会では「生活をつなぐ退院支援」について研修事業が行われている。また、都内各病院においても、退院調整看護師の配置、入院時からのスクリーニングシートの導入、多職種チームによる退院支援などに取り組んでいる。
- 病院と地域との連携に関しては、診療報酬・介護報酬において誘導策が取られている。また、病院と診療所等との連携に関しては、疾病ごとに「地域連携パス」の導入が進められている。
- 通常の業務負担が厳しい中で、こうした取組を推進するためには、国による制

度面での一層の充実、地方自治体による支援が求められるが、医療・介護事業者においても積極的に取り組まれるよう期待したい。

（連携のための拠点の確保）

- 病院と地域との連携を進める上では、救急搬送による入院患者やかかりつけ医を持たない患者などについて、退院後の地域における受入れの窓口の確保が課題となる。要介護高齢者の場合は、地域包括支援センター等がその役割を果たすことが期待されるが、小児や成人でも退院後に地域での支援が必要な場合もある。
- 国においては、平成 23 年度から 2 年間、在宅医療連携拠点事業が実施され、地域の医療・福祉資源の把握、多職種連携の推進、災害発生時の対応策の検討などが行われた。都内でも、新宿区における「暮らしの保健室」や地区医師会による相談・調整機能の確保など様々な先駆的な取組が行われた。
- 平成 25 年 8 月に公表された社会保障制度改革国民会議の報告書では、本事業について「地域包括推進事業として制度化し、地域包括支援センターや委託を受けた地区医師会等が業務を実施することとすべきである」とされており、今後、制度化が予想される。区市町村においては、本事業による貴重な実践を評価・分析し、さらなる発展につなげていく必要がある。
- また、在宅療養に携わるかかりつけ医を支えるとともに、患者・家族の不安を解消するため、病状の急変や家族介護者のレスパイト³³に対応し、入院医療を提供する医療機関の確保が重要である。
- 都内で在宅療養支援病院の届出を行っている病院は限られているが、高齢者の入院医療等に経験の深い病院や有床診療所は多く、これらの医療機関の協力が不可欠である。
- あわせて、特別養護老人ホーム等の入所施設については、看取りへの対応を含めて、医療機能の充実が必要であり、法改正や診療報酬改定等の国の動きを待つだけでなく、医療・介護関係者が連携し、地域における機能確保を図るべきである。

（在宅療養に関する都民の理解）

- 高齢期に発症又は重症化した生活習慣病（群）に対する医療は、必ずしも完治が望めず、日常生活と治療のバランスを取りながら重症化を食い止め、QOL³⁴をできるだけ維持していくことが目的となる。

³³ 一時的な休息

³⁴ クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）

- 都民においても、こうした高齢者の医療の特性を十分に理解し、病気と共存しながらQOLの維持・向上を目指し、必要な医療サービスを選択していくことが求められる。
- 医療や医療制度に関して都民のリテラシーを高めることは簡単ではないが、都民が在宅療養に自然に向き合えるよう、適切な療養支援を受けながら、自宅などの身近な地域で自分らしい生活を送ることが可能であることについて、行政や医療提供側は、日頃から情報発信や学習機会の提供などの充実を図るべきである。また、患者・家族や地域の住民側にも、在宅療養の実現に向けた主体的な取組を期待したい。
- 人生の終末は誰もがいずれ迎えるものであり、高齢期の暮らし方や終末期への備え等について日頃から考え、準備しておくことが重要であり、欧米では、アドバンス・ディレクティブ³⁵やリビング・ウィル³⁶など患者の終末期医療に関する意思を尊重する制度が置かれている例もある。
- 現在、我が国には、そうした法制度はないが、行政やNPO等によりエンディングノート³⁷の普及などが行われている。望まない延命治療や救急搬送の問題などを含め、都民が自らの終末期に向き合うことも必要となろう。

³⁵ 本人が医療についての判断を下すことができなくなった場合に、自らの指示や希望を医療者に伝達するために、あらかじめ作成する文書（事前指示書）

³⁶ 医療に関する指示や希望をあらかじめ表明した文書（生存中に有効）

³⁷ もしもの時のために、葬式やお墓など人生のエンディングについて記載するノート

【参考事例②】

在宅医療連携拠点事業

事業者が中心となった事例 <暮らしの保健室>

お医者さんには
こう言われたけれど、
意味がよく分からない…

主人が退院するのだけれど
住診してくれるお医者さんは
どこにいるのかしら？

こういうことは
お医者さんに
どうやって聞けば
いいのかな？

地域の医療機関について
知りたい

●地域の医療・介護状況を熟知した相談員（医療・介護従事者が当番で担当いたします）が、
団地にお住まいのみならずほか、地域の方々からの**健康や生活の相談**に応じます。
●医療コーディネーターとしての機能を持ち、在宅医療も理解した看護師が相談にのり、
退院調整にあたります。
●**がん患者さんご家族の相談**にのります。
●地域包括支援センターとも連携し、**地域のみなさまを支援する窓口**となります。
●地域の診療所のお医者さんにも、**介護、福祉の情報を提供**いたします。お医者さんからの
さまざまなご相談に適切に対応できる窓口を目指します。

お茶をのみながらゆったりすごせる
地域のみなさまに開かれた場所です

オフィス
相談コーナー
トイレ
洗面所
ロッカー
受付
入口
メインルーム
キャッチングコーナー
カウンター・取組室

ボランティア
スタッフが
お迎えします！

薬剤師がお薬の
飲み合わせの
相談に応じます

地域の医療機関の
検査コーナーも
あります

健康に関する
勉強会を開催します

暮らしの保健室
東京都新宿区戸山2-33
戸山ハイツ33号棟1F商店街
月～金 9時～5時

取組の概要

- ・高齢化率が45%を超える大規模都営団地「戸山ハイツ」の空き店舗を活用して整備
- ・地域の誰もが気軽に立ち寄り、暮らし、健康、医療、介護等についてワンストップで相談することのできる、地域に開かれた集いの場

所在地：東京都新宿区

開設：平成23年

運営：株式会社ケアーズ 白十字
訪問看護ステーション

取組の特徴

- ・医療・行政サービス等の必要性の有無や年齢を問わず、誰でも利用可能
- ・訪問看護ステーションの活動を通じて培った豊富な経験を生かして運営
- ・専門職（医療・介護従事者）に加え、在宅療養や訪問看護を利用して家族を看取った経験を持つ多くのボランティアが協力
- ・地域の医療・福祉資源を効果的に活用できるよう、多職種・多機関の連携をサポート
- ・医療コーディネーターとしての機能を持ち、退院調整や医療機関等の情報を提供
- ・地域住民や関係機関に向け、在宅療養に関する勉強会等を実施
- ・これらの取組を通じて、地域における連携のハブとなり、各関係者間の「顔の見える関係」づくりを推進

※ 東京都社会福祉審議会検討分科会（第1回：平成25年5月16日開催）における秋山正子委員の発表に基づき作成

【参考事例③】

在宅医療連携拠点事業

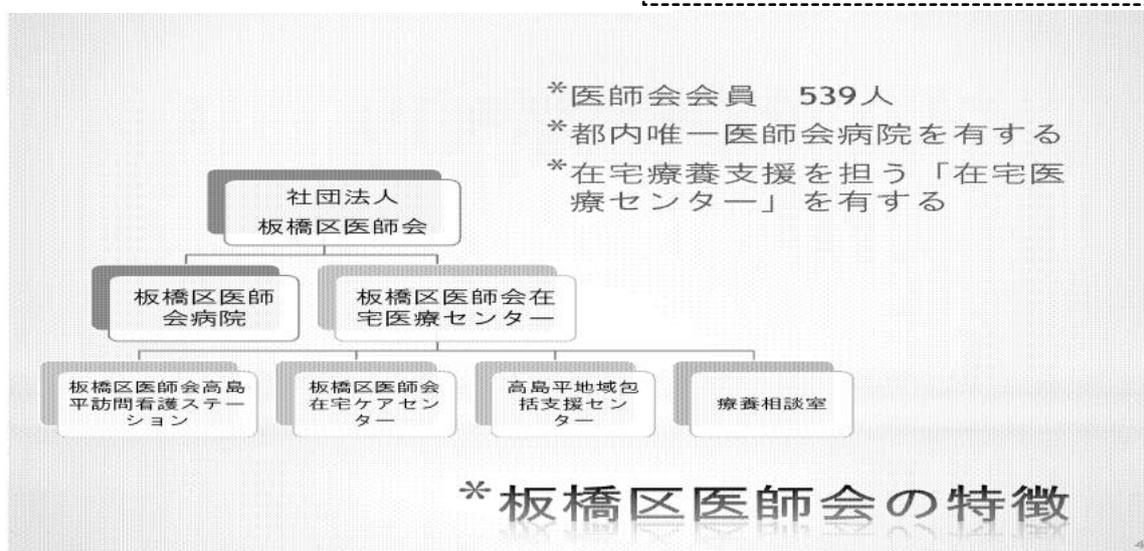
地区医師会が行う都市型拠点事業の事例 <板橋区医師会>

取組概要

- ・高齢化率が 43%を超える大規模団地を抱える高島平地域を対象に、医師会が有する「在宅医療センター」に「療養相談室」を設置し医療・介護のワンストップ機能を整備
- ・10 以上の多職種が参加する「在宅療養ネットワーク懇談会」により、病院、在宅、施設等が抱える様々な課題に多面的に対応

これまでの取組

- 平成 21 年：会内部に在宅部を設置
在宅医療センターを設置
「連携機関機能リスト」作成
- 22 年：区内全域を対象とした在宅療養ネットワーク懇談会を開始
「主治医・副主治医制」試行
- 23 年：在宅医会が発足



取組の特徴（平成 24 年度）

- ・「在宅医療センター」に「療養相談室」を設置し、訪問看護経験を有する看護師、介護支援専門員資格を有する社会福祉士を配置して各事業所に来る“点”の相談をワンストップで“面”での支援につなげるシステムを整備
- ・医療、介護職のほか、民生委員やボランティアも参加する「Cure&Care ミーティング」を開催し、介護職や自治会長等を講師に災害時支援や地域の歴史、疾患への理解を共学
- ・在宅医療資源リストの充実のため、医療依存度の高い利用者を受入れ可能な施設・通所サービス事業所、痰の吸引が可能な訪問介護事業所を調査
- ・区民公開講座において、医師や介護職等の現役スタッフが役者となり、退院支援に関する寸劇や退院前カンファレンスを実演

※ 板橋区医師会「在宅医療拠点事業成果報告（平成 24 年度）」等に基づき作成

第2節 地域包括ケアシステムが機能するための仕組みづくり

1 地域資源のネットワーク化とマネジメント

(地域の実情を踏まえた効果的な支援のあり方)

- フォーマル・サービスとインフォーマル・サポートの機能を最大限発揮させるためには、相互をうまく結び付けること、すなわちネットワーク化と適切なマネジメントが必要である。その際には、それぞれの地域特性を踏まえ、地域に合った最適な提供のあり方を検討することが重要である。
- 地域のネットワークの構築については、地域包括支援センターが担い手となることが期待されるが、介護予防支援業務の負担が大きいなどの課題があり、必ずしもセンターが十分に機能していない状況にある。
- 今般、地域ネットワーク構築の一手法として「地域ケア会議」が位置付けられたことを受け、今後、地域包括支援センターにおいて「地域ケア会議」を積極的に活用し、ネットワーク構築に取り組むことが期待される。
- 地域ケア会議の実践の例として、立川市では、市全域の地域ケア会議、圏域ごとの小地域ケア会議、個別支援会議の三層構造で会議を実施することで、個別支援課題と地域支援課題を相互に一体的に検討し、個別課題への支援から地域課題の発見、体制整備や政策形成につなげている。
- 一方で、関係者全員を集めて地域ケア会議を開催しようとするとう日程調整に時間がかかるなどの課題があることから、対面会議だけでなく、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）³⁸などを用いて情報共有等を行っている事例もある。このようなツールは、時間や距離の制約がある場合に、連携を図るための手段として有効である。

(コーディネーターとインフォーマルな「場」)

- また、社会資源のネットワーク化とマネジメントを進めるためには、現場においてサービス全体を総括するコーディネーターの役割が重要であり、これが地域包括ケアシステムを機能させる鍵となる。
- コーディネーターには、地域の様々な資源に関する情報を熟知し、様々な課題を抱える地域住民の相談を受け、適切な支援窓口等につなぐ役割が求められる。

³⁸ インターネットを利用して、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するサービス

- 具体的事例としては、前述の立川市の取組が挙げられる。立川市では、市民や地域の課題解決、住民福祉活動を推進するため、社会福祉協議会に所属する地域福祉コーディネーターを、住民に身近な市内の6生活圏域に順次配置している。
- コーディネーターは、様々な内容の個別相談を受け、地域の多様な主体につなげるなどして問題の解決を図るとともに、住民が集まる場としての地域サロンの結成支援、地域の福祉学習や互助活動の促進といった地域づくりの活動、新たな地域のニーズに対応するための社会資源の開発を行っている。
- 同時に、地域において、多世代の住民が交流することができるインフォーマルな「場」づくりも重要である。このような「場」が身近にあることによって、自然に住民が集まり、孤立化の防止や緩やかな見守りに結び付くとともに、ニーズとサービス等のマッチングを図るためのプラットフォームとしての機能を果たすことが期待できる。
- 前節で述べた「暮らしの保健室」は、地域の誰もが気軽に立ち寄り、暮らし、健康、医療、介護等についてワンストップで相談することのできる、地域に開かれた集いの場となっている。区市町村には、こうした先駆的な取組も参考にしながら、地域の実情に応じた仕組みの構築や住民の「場」づくり等の活動への支援が求められる。

(利用者支援)

- 地域では、様々なサービスが提供されているため、利用者が地域の多様なサービス資源の中から必要なものを適切に選択し、安心して利用できる環境を作る必要がある。そのためには、権利擁護、苦情対応、情報提供など利用者支援の取組が重要となる。
- 認知症高齢者など判断能力が十分でない人の権利を保護し、支える仕組みとしては、成年後見制度や社会福祉協議会等が実施する地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）がある。
- 東京都では、成年後見制度の積極的な活用を図るため、「成年後見活用あんしん生活創造事業」により、区市町村が行う成年後見制度推進機関の運営等の取組を支援するとともに、制度の普及啓発、研修の実施、後見人等候補者の養成などを実施している。
- 区市町村においては、このような仕組みを活用しながら、いわゆる市民後見人など制度の担い手の養成や、司法、医療、福祉等の専門職との連携による後見人等の支援体制の強化等に取り組んでいるところもある。

- 東京都としては、有効な事例を紹介するなど、都内全域において、成年後見制度の一層の普及・活用を図ることが必要である。
- また、サービスを安心して利用できるようにするためには、事業者が提供するサービスの質を担保し、向上させる取組も必要である。そのためには、外部からの客観的な評価を受け、事業者が自ら積極的に質の向上に取り組むことが重要である。
- 外部評価は、サービスの質の向上につながるだけでなく、その結果を公表することにより、利用者の選択に資する点でも有意義である。また、苦情対応を通じて問題点等の分析・改善を進めることも重要となる。
- あわせて、誰もが必要な情報を必要なときに入手し、有効に利用できるよう、様々な手段により情報提供の仕組みを構築していく必要がある。

(相談・支援の仕組み)

- 地域には、高齢者、障害者、子供、ひとり親家庭などを対象とした相談・支援の仕組みが設けられているが、これらに自らアクセスできない場合や、複合的な問題を抱えているために個別の対応では根本的な解決が困難な場合もある。
- こうしたケースに対応するためには、地域住民が抱える問題について、潜在的リスクも含めて正確に把握し、深刻な状況に陥る前に発見・対応するとともに、適切な支援につなげる仕組みが必要となる。
- 地域包括支援センターには、地域ケア会議等のツールを活用しながら、関係機関と連携してこうした仕組みを構築していくことが求められる。また、相談者等が抱える問題に応じて、福祉事務所や子供家庭支援センターなど、様々な機関が協力しながら、一体的に支援していく必要がある。
- 平成25年12月には、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的とする生活困窮者自立支援法が成立し、福祉事務所を設置する地方自治体が、生活困窮者に対し、自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を行う責務を有することとされた。このことから、今後、区市町村においては、地域包括ケアを推進する観点からも、地域の実情を踏まえた支援の仕組みづくりや関係機関との連携強化などが求められる。

2 地域づくりと地域包括ケア

(地域づくりとしての取組)

- これまで述べてきたように、地域包括ケアシステムの構築においては、介護・医療などのフォーマル・サービスを提供する施設、病院、事業者や、インフォーマル・サポートを担う地域住民やNPO等の主体を、日常生活圏域という「面」の中に適切に配置し、必要なサービスやサポートを提供できる地域づくりとして取り組むことが必要である。
- そのためには、現在の地域住民のニーズやインフラ等の状況について、地域で情報を共有化することが必要である。その上で、今後必要となるサービスやサポートは何か、活用できる既存ストックは何か、地域をつなぎ地域全体をサポートする仕組みや人材をどうするかなど、「支援付きの地域」を実現するための具体的な方策について、地域が一体となって検討すべきである。

(地域包括ケアシステムのマネジメント)

- 地域においては、相談や助け合い、見守り、地域交流の活動など、様々な自主的活動が行われており、こうしたインフォーマルな資源を積極的に発掘・開発するとともに、地方自治体はその取組の自主性・自律性も尊重しながら、さらなる組織化や活性化などを支援していくべきである。このためには、自治体職員の人材育成も重要である。
- また、地域包括ケアシステムを円滑に機能させるためには、日常生活圏域を踏まえた効果的なエリア設定や、そのエリアにおいて適切なマネジメントを行うコーディネーターの役割が重要となる。

(地域の活性化の視点)

- NPO、地元の商店、住民等が様々な形でサービスやサポートの提供に関わることにより、地域における雇用や消費を創出し、地域経済の活性化につながることを期待される。また、こうした取組等をネットワーク化することにより、地域に新たな経済循環が生まれる可能性がある。
- さらに、多様な主体が参加することにより、それぞれの主体が課題解決に取り組む中で他の主体と連携し、地域コミュニティの広がりを生むことも期待できる。
- こうした多様な協力関係の構築を意識的にマネジメントするとともに、交流の場などを設けて自発的、連鎖的にネットワーク化が進むような環境を整えることも重要である。

(地域づくりの主角としての住民)

- 地域包括ケアシステムは、特定の人だけに焦点を当てるものではなく、また、特定の主体だけがサービスやサポートを提供するものでもない。家族や地域で暮らす人すべてが関わり、共に支え合う仕組みである。
- この仕組みを機能させるには、地域の住民が主角となって活動することが求められる。そのためには、まず、社会保障や福祉についての学びの機会を、多くの住民に提供することが重要である。
- 例えば、教育や生涯学習と福祉的な活動や認知症サポーターの出前講座などを組み合わせ、具体的なイメージを地域に広げることなどが考えられる。介護事業者による中学生の職場体験や大学生のインターンシップの受入れなど、福祉や介護の仕事に触れ、興味を持つきっかけを増やすことも必要である。
- また、介護を行う家族などの身体的・精神的負担を取り除き、社会活動等への参加がしやすくなるよう、ショートステイ等のサービスを充実させるとともに、家族介護者が集うことのできる場や認知症カフェ³⁹のような当事者が交流できる場づくりを支援することも重要である。
- 今日、就労や社会参加に意欲的な元気高齢者が増えており、こうした高齢者の力を活用することも有効である。ボランティア等の社会活動や地域活動、シルバー人材センター事業等を通じた就労などの取組を進めることは、高齢者の社会参加や自己実現につながり、高齢者自身の心身の機能維持に効果があるほか、地域社会の支え手の増加という点でも期待できる。
- 同時に、個々の住民だけでなく、企業も地域社会を構成する一員であり、その活動を促進していくことが求められる。
- 現在、高齢者と接する機会の多い金融機関等が、従業員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するなど、企業の自主的な取組も見られる。また、東日本大震災の発生時やその後の復興支援において、物資の提供など様々な形で企業による社会貢献が行われている。こうした取組が今後一層拡がり、企業が地域社会において大きな役割を果たしていくことを求めている。

³⁹ 認知症の人と家族が集まり、相談や情報交換を行う場

第3節 各主体の役割

1 都民、事業者、関係団体・機関に期待すること

(1) 都民

- 地域社会は、その構成員である住民がつくりあげていくものであり、地域包括ケアシステムにおいても、あらゆる世代の住民や団体、企業などが関わり、それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していくことが重要である。
- そのためには、住民一人ひとりが地域を支える役割を担っているという意識を持って、地域の社会活動に積極的に参加していくことが求められている。
- 高齢者は、支えられるだけでなく、自らが地域包括ケアシステムを支える重要な役割を担っている。就労やボランティアを通じ、能動的に地域の社会活動に参加することは、生きがいを持って意欲的に生活することにつながり、要介護状態になることを予防する効果も期待できる。
- 将来の社会経済活動を担う若年層や子育て世代を含む女性が、地域の社会活動に積極的に参加できるよう、地域全体で取り組んでいくことも重要である。
- 地域住民、団体、企業などが積極的に地域包括ケアシステムの一翼を担うことにより、地域のコミュニティが活性化され、この東京において、「新しい互助」の形が生まれることが期待できる。

(2) 事業者、関係団体・機関

- 地域では、多様な事業者により専門的なサービスが提供されている。地域生活を支えるためには、365日・24時間切れ目なくサービスを提供する体制の整備が必要であり、事業者においても、積極的に取り組むことが望まれる。
- 特に、社会福祉法人には、運営の健全性を担保するための方策や地域で果たすべき新たな役割について、国において検討が行われているところであり、社会福祉事業の主たる担い手として社会的責任を果たすため、より積極的に行動することが求められる。
- 区市町村の社会福祉協議会では、住民によるサロン活動や見守り活動などの組織化や支援、ボランティア活動の振興や学校等における福祉についての学びの機会の提供、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の利用促進など様々な取組が行われている。今後も、互いに切磋琢磨し、他地域の有効な取組を取り入れるなど、社会貢献事業も含めた取組をさらに強化していく必要がある。

2 行政の役割

(1) 区市町村

- 区市町村は、住民に身近な基礎的自治体として、地域包括ケアシステムの構築において中心的な役割を担っている。区市町村の中でも、地域によって人口構造や社会資源等の状況は異なることから、地域における課題やサービス等の需要を正確に把握し、客観的に分析した上で、その地域に適した仕組みを構築し、施策を展開していくことが重要である。
- また、地域住民やNPOなど多様な主体による様々な取組をネットワーク化するとともに、全体を適切にマネジメントすることが求められる。優れた取組を支援し、地域内に広く波及することにより、質と量の両面からサービスやサポートの充実を図ることも必要である。
- そして、すべての住民が、地域を構成する主役として、地域包括ケアシステムの構築に関わり、将来にわたり支え合うことができるよう、地域住民の理解を深めていくことも重要である。
- こうした取組を推進していくためには、行政職員が、地域住民や事業者等と十分にコミュニケーションを取り、地域のニーズを把握した上で、必要な施策を企画立案していくことが重要である。区市町村においては、専門知識を有し、創意工夫して施策を企画立案することができる職員の育成に長期的視野で取り組むことが求められる。
- また、必要な施策を迅速かつ効果的に展開していくため、福祉部局が一体となって取り組むとともに、住宅行政や建築行政等の関係部局との連携の強化を図るべきである。

(2) 東京都

- 東京都は、財政面や技術面から、区市町村における地域包括ケアシステムの構築を支援するとともに、広域自治体として東京全体を視野に入れ、効果的な施策展開を推進する役割を担っている。
- 区市町村が効果的な施策を展開できるよう、先駆的な事例の収集・紹介やモデル的取組を提示するほか、専門的な立場から区市町村職員等の資質向上に向けた支援を行うことも重要である。
- こうした支援を確実に実行できるよう、東京都自らも、職員の専門知識や企画立案能力の向上を図る必要がある。また、地域包括ケアを推進する観点から、国に対して必要な制度や財政措置の提案等を積極的に行うことも必要である。

おわりに

- 本意見具申では、前期の意見具申を踏まえ、地域包括ケアを進めるに当たり、特に重点的に取り組むべき課題について検討を重ねてきた。言うまでもなく、地域包括ケアシステムの議論は福祉サービスのあり方だけにとどまらず、社会資源の活用や地域づくりにまで及ぶものであり、これらすべてについて議論を深めるまでには至らなかったが、今回の意見具申に当たり、いくつかの点について述べておきたい。
- 第一に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築についてである。
- 東京は、我が国の首都として高度に都市機能が集積した都心部から、住宅地、さらには自然豊かな島しょ地域といった多様性をもち、各区市町村によってもそれぞれ状況は異なる。また、同じ区市町村の中でも、駅周辺の地区、戸建て住宅が多い地区、主に集合住宅で形成された地区など、様々である。
- 国の地域包括ケア研究会報告書（平成 20 年度）では、地域包括ケアシステムにおける圏域について、「おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には、中学校区を基本とするとしている。同じ区市町村の中でも地域包括ケアシステムのあり方は一様ではない。
- 本審議会では、地域包括ケアシステムを構築するに当たって把握することが必要な、高齢化の進行等を含めた人口構造の変化などの状況について、区市町村別にできるだけ多角的に分析した上で議論を重ねてきた。
- 地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を担う区市町村が、より詳細に各地域の状況を分析し、できる限りその地域の実情や住民ニーズに合った地域包括ケアシステムを構築することを期待したい。その際、本意見具申で述べた考えや視点、巻末に示したデータを参考とし、地域包括ケアシステムを考える一助として頂ければ幸いである。
- 第二に、地域包括ケアシステムを担う人材についてである。
- 専門分化された福祉・医療サービスでは、担当分野に精通すれば足りるという側面があることも否めない。しかし、多様な社会資源を駆使して展開する地域包括ケアでは、そこに関わるすべての人材が専門領域を核としながらも、周辺の領域について一定の知識を持つことが重要となる。
- また、地域包括ケアシステムの成否は地域住民の取組にかかっている。地域づくりの主役である住民一人ひとりが、システムの担い手となることが重要である。

元気高齢者の参加をどう促し、どう活躍してもらうかなども今後の大きな課題となるであろう。

- 今日、介護ニーズの増加などを背景に、福祉・医療人材の確保策などについて、さらなる議論が必要となっている。地域包括ケアシステムという観点から見れば、専門人材だけでなく地域住民も含めた広い意味での「人材」について、トータルな検討が求められていることを指摘しておく。
- 第三に、地域包括ケアシステムが対象とする施策の範囲である。
- 第二で触れたこととも関連するが、地域包括ケアシステムは、福祉や医療の領域だけで完結するものではない。住宅やまちづくり、さらには産業や労働などにも目を向け、地域の特徴や課題を明確化し、住民による地域づくりを促しながら、同時に支援の充実を図ることが、地域包括ケアシステムの目指すところである。
- 各施策はそれぞれ根拠法令等に基づき展開するものであるが、ともすれば、それが福祉分野の中だけで見ても、個別の対応に陥ってしまうことも否定できない。
- システムとは、個々の要素が相互に影響しながら、全体として機能するまとまりのことであり、連携がなければ地域包括ケアシステムは動かない。とりわけ、システムの中核を担う福祉施策については、他分野の施策との間において、さらに踏み込んだ「連繫」が進むことを期待する。住宅やまちづくりなどの施策に対して、地域包括ケアを推進する観点から、福祉部局が積極的な意見を述べていくべきであることも付け加えておきたい。
- その際、低所得高齢者への対応という視点も忘れてはならない。東京における地域包括ケアを考える上では、たまゆら事件を持ち出すまでもなく、低所得高齢者への対応を避けて通ることはできない。住まいの問題も含め、施策の整合を図り、セーフティネットの網をしっかりと地域社会に構築してほしい。
- 今回の意見具申は、東京で4人に1人が高齢者となる2025年（平成37年）以降を見据え、東京における地域包括ケアシステムのあり方について検討を行ってきた。2025年までの10年間の準備が、その後の東京の行方を左右すると言っている。
- 本審議会は、東京都が今回の提言を踏まえ、大都市に相応しい地域包括ケアシステムの実現に向けて、各局の連携をさらに密にし、区市町村や関係者とともに取り組んでいくことを期待するものである。

審 議 経 過 等

- ・ 第 19 期東京都社会福祉審議会 審議経過
- ・ 第 19 期東京都社会福祉審議会委員
- ・ 第 19 期東京都社会福祉審議会委員（元委員）
- ・ 検討分科会 委員名簿

付 属 資 料

- 【資料 1】年齢区分（栃本一三郎委員提供資料）
- 【資料 2】全国及び東京（区市町村別）の人口の推移
- 【資料 3】東京の現状と将来の姿（区市別状況）
- 【資料 4】地域包括ケアとその要件（森本佳樹委員提供資料）

第 19 期東京都社会福祉審議会 審議経過

開催日 (年月日)	区分	審議内容
平成 23 年 7 月 6 日	審議会 (第 59 回)	(1) 専門分科会の設置(民生委員審査分科会・身体障害者福祉分科会) (2) その他
平成 25 年 3 月 28 日	審議会 (第 60 回)	(1) 第 19 期意見具申のテーマを設定 (2) 検討分科会の設置
平成 25 年 5 月 16 日	検討分科会 (第 1 回)	(1) 委員による発表 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア体制構築と福祉サービスの開発・評価(平岡公一委員) ・地域包括ケアを支える地域福祉コーディネーターと小規模多機能型居宅介護(森本佳樹委員) ・人生を支える医療(野中博委員) ・在宅ケアのつながる力～訪問看護・介護から見た医療との連携～(秋山正子委員) (2) 発表内容を踏まえた議論
平成 25 年 6 月 18 日	検討分科会 (第 2 回)	(1) 委員による発表 <ul style="list-style-type: none"> ・実践から見た地域ケアの諸課題と今後の取り組み(山本繁樹委員) ・武蔵野市における地域包括ケアの現状と課題(笹井肇委員) ・地域包括ケアの基盤としての住まいの整備について(園田真理子委員) (2) 発表内容を踏まえた議論 (3) 起草委員会の設置
平成 25 年 7 月 9 日	起草委員会 (第 1 回)	課題抽出・論点整理
平成 25 年 8 月 12 日	起草委員会 (第 2 回)	課題抽出・論点整理
平成 25 年 10 月 1 日	起草委員会 (第 3 回)	論点整理・意見具申骨子案の作成
平成 25 年 10 月 29 日	検討分科会 (第 3 回・拡大)	意見具申骨子案の審議
平成 25 年 11 月 29 日	起草委員会 (第 4 回)	意見具申案の作成
平成 25 年 12 月 26 日	起草委員会 (第 5 回)	意見具申案の作成
平成 26 年 2 月 4 日	検討分科会 (第 4 回・拡大)	意見具申案の審議
平成 26 年 2 月 14 日 (予定)	審議会 (第 61 回)	意見具申

第19期東京都社会福祉審議会委員（任期:平成23年3月1日から平成26年2月28日まで）

区分	氏名	現職	備考	
学 識 経 験 者	委員長	三浦 文夫	日本社会事業大学名誉教授	
	副委員長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授	
	委員	大道 久	社会保険横浜中央病院長	
	委員	大本 圭野	生命地域研究所代表	
	委員	小口 芳久	慶應義塾大学名誉教授	
	委員	小林 良二	東洋大学教授	
	委員	園田 真理子	明治大学教授	
	委員	栃本 一三郎	上智大学教授	平成23年7月1日から
	委員	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	
	委員	南 砂	読売新聞東京本社編集局総務	
	委員	本澤 巳代子	筑波大学教授	
	委員	森本 佳樹	立教大学教授	
都 議 会 議 員	委員	大山 とも子	東京都議会議員	平成24年10月4日から
	委員	おときた 駿	東京都議会議員	平成25年10月1日から
	委員	栗山 よしじ	東京都議会議員	平成25年10月1日から
	委員	中村 ひろし	東京都議会議員	平成25年10月1日から
	委員	まつば 多美子	東京都議会議員	平成25年10月1日から
	委員	山内 晃	東京都議会議員	平成25年10月1日から
	委員	山加 朱美	東京都議会議員	
区 市 町 村	委員	石阪 丈一	町田市市長	
	委員	成澤 廣修	文京区長	
関 係 機 関	委員	福田 豊衍	東京都民生児童委員連合会会長	
	委員	野中 博	東京都医師会会長	平成23年7月5日から
	委員	小濱 哲二	東京都社会福祉協議会副会長	
	委員	渡辺 光子	東京商工会議所女性会顧問	
公 募	委員	伊佐 浩一	公募委員	
	委員	岩本 麻里	公募委員	
	委員	萬匠 範子	公募委員	
臨 時 委 員	臨時委員	秋山 正子	株式会社ケアーズ 代表取締役 白十字訪問看護ステーション統括所長	平成25年5月1日から
	臨時委員	笹井 肇	武蔵野市健康福祉部部長	平成25年5月1日から
	臨時委員	山本 繁樹	立川市南部西ふじみ地域包括支援センター長	平成25年5月1日から

第19期東京都社会福祉審議会委員(元委員)

区 分	氏 名	在 任 時 の 職	備 考
委 員	鈴木 聡男	東京都医師会長	平成23年3月1日から平成23年7月4日まで
委 員	新井 ともはる	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成24年10月3日まで
委 員	くまき 美奈子	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成23年10月17日まで
委 員	佐藤 由美	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成25年7月22日まで
委 員	田の上 いくこ	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成23年10月17日まで
委 員	吉原 修	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成23年10月17日まで
委 員	中山 信行	東京都議会議員	平成23年3月1日から平成25年7月22日まで
委 員	小宮 あんり	東京都議会議員	平成23年10月18日から平成24年10月3日まで
委 員	中村 ひろし	東京都議会議員	平成23年10月18日から平成24年10月3日まで
委 員	松下 玲子	東京都議会議員	平成23年10月18日から平成24年10月3日まで
委 員	石毛 しげる	東京都議会議員	平成24年10月4日から平成25年7月22日まで
委 員	大津 浩子	東京都議会議員	平成24年10月4日から平成25年7月22日まで
委 員	佐藤 広典	東京都議会議員	平成24年10月4日から平成25年7月22日まで

検討分科会委員

区分	氏名	現職	起草委員
分科会長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授	○
副分科会長	小林 良二	東洋大学教授	○
委員	園田 真理子	明治大学教授	○
委員	栃本 一三郎	上智大学教授	○
委員	平岡 公一	お茶の水女子大学教授	○
委員	森本 佳樹	立教大学教授	○
委員	野中 博	東京都医師会長	
委員	伊佐 浩一	公募委員	
委員	岩本 麻里	公募委員	
委員	萬匠 範子	公募委員	
臨時委員	秋山 正子	株式会社ケアーズ 代表取締役 白十字訪問看護ステーション統括所長	○
臨時委員	笹井 肇	武蔵野市健康福祉部部長	○
臨時委員	山本 繁樹	立川市南部西ふじみ地域包括支援センター長	○
オブザーバー	三浦 文夫	日本社会事業大学名誉教授	

【資料 1】年齢区分（栃本一三郎委員提供資料）

階層	年齢区分(歳)	位置付け
児童期	0～14	支えられる側であるが、将来の社会経済を維持していくため、長期的な視野で、行政、地域社会からのアプローチを行うべき階層
学習期	15～24	将来の経済的生産の中心をなす階層。支えられる側として将来の経済的生産の最大化を図るために投資対象となる階層 経済的生産、社会的活動にも関与することが見込まれ、支える側としての役割も担う。
労働期	25～54	社会全体の労働の中核として、経済的生産の中心をなす。支える側の主体となる階層。男女を問わずワークライフバランスのもとで一定の社会的生産(社会的活動や向社会的活動)をおこなう。
熟年期	55～64	経済的生産を行うとともに、一定の社会的生産。すなわち社会的活動にも主体的に関わり、豊富な社会経験を基に支える側において重要な役割を果たす階層
前期高齢期	65～74	経済的生産に関わるとともに、社会的生産、すなわち社会的活動にも主体的に関わり、健康寿命の延伸と豊富な社会経験を基に支える側の役割を果たす階層
後期高齢期	75～	いわゆる後期高齢者に相当する年齢階層であり、経済的生産から離れるケースが増えるが、健康寿命の延伸により社会的活動への参加が可能である階層

出典：栃本一三郎・浅野仁『高齢期を支える社会福祉システム』（放送大学教育振興会）2007年
第一章「人口減少社会のなかでの高齢社会の展望」9ページ

なお、このあらたな人口区分自体は藤正巖氏の指導による。藤正元リサーチフェロー（元東大医学部教授・元政策研究大学院大学教授）のもとで栃本が客員教授として参加した政策研究大学院大学人口減少プロジェクトにおいて藤正氏は『日本の人口構造推計エンジン 2005：CSJ05（2006年10月）』や『都道府県の人口推計 地域社会構造推計エンジン（2006年12月）』など緻密な推計を行った。この人口区分の社会学的社会政策的な位置づけとしてそれぞれ年齢階層の位置づけを栃本が定義した。

【資料2】全国及び東京（区市町村別）の人口の推移

<総人口>

	2010年		2025年		2040年		2040年		
	総人口(人)	総人口(人)	2010年→2025年		総人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	128,057,352	120,658,815	▲7,398,537	(▲5.8%)	107,275,850	▲20,781,502	(▲16.2%)	▲13,382,965	(▲11.1%)
東 京	13,159,388	13,178,672	19,284	(0.1%)	12,307,641	▲851,747	(▲6.5%)	▲871,031	(▲6.6%)
区 部	8,945,695	8,973,870	28,175	(0.3%)	8,395,687	▲550,008	(▲6.1%)	▲578,183	(▲6.4%)
千代田区	47,115	49,999	2,884	(6.1%)	46,769	▲346	(▲0.7%)	▲3,230	(▲6.5%)
中央区	122,762	143,130	20,368	(16.6%)	140,485	17,723	(14.4%)	▲2,645	(▲1.8%)
港区	205,131	221,270	16,139	(7.9%)	215,898	10,767	(5.2%)	▲5,372	(▲2.4%)
新宿区	326,309	341,809	15,500	(4.8%)	331,524	5,215	(1.6%)	▲10,285	(▲3.0%)
文京区	206,626	209,367	2,741	(1.3%)	197,810	▲8,816	(▲4.3%)	▲11,557	(▲5.5%)
台東区	175,928	171,946	▲3,982	(▲2.3%)	157,240	▲18,688	(▲10.6%)	▲14,706	(▲8.6%)
墨田区	247,606	253,962	6,356	(2.6%)	249,099	1,493	(0.6%)	▲4,863	(▲1.9%)
江東区	460,819	492,238	31,419	(6.8%)	500,175	39,356	(8.5%)	7,937	(1.6%)
品川区	365,302	375,031	9,729	(2.7%)	357,328	▲7,974	(▲2.2%)	▲17,703	(▲4.7%)
目黒区	268,330	265,218	▲3,112	(▲1.2%)	244,387	▲23,943	(▲8.9%)	▲20,831	(▲7.9%)
大田区	693,373	698,990	5,617	(0.8%)	659,131	▲34,242	(▲4.9%)	▲39,859	(▲5.7%)
世田谷区	877,138	898,322	21,184	(2.4%)	858,818	▲18,320	(▲2.1%)	▲39,504	(▲4.4%)
渋谷区	204,492	197,528	▲6,964	(▲3.4%)	178,755	▲25,737	(▲12.6%)	▲18,773	(▲9.5%)
中野区	314,750	300,538	▲14,212	(▲4.5%)	271,467	▲43,283	(▲13.8%)	▲29,071	(▲9.7%)
杉並区	549,569	522,578	▲26,991	(▲4.9%)	464,151	▲85,418	(▲15.5%)	▲58,427	(▲11.2%)
豊島区	284,678	297,356	12,678	(4.5%)	271,415	▲13,263	(▲4.7%)	▲25,941	(▲8.7%)
北区	335,544	319,214	▲16,330	(▲4.9%)	286,804	▲48,740	(▲14.5%)	▲32,410	(▲10.2%)
荒川区	203,296	209,039	5,743	(2.8%)	202,784	▲512	(▲0.3%)	▲6,255	(▲3.0%)
板橋区	535,824	531,244	▲4,580	(▲0.9%)	492,036	▲43,788	(▲8.2%)	▲39,208	(▲7.4%)
練馬区	716,124	753,912	37,788	(5.3%)	720,768	4,644	(0.6%)	▲33,144	(▲4.4%)
足立区	683,426	625,892	▲57,534	(▲8.4%)	537,892	▲145,534	(▲21.3%)	▲88,000	(▲14.1%)
葛飾区	442,586	408,976	▲33,610	(▲7.6%)	357,542	▲85,044	(▲19.2%)	▲51,434	(▲12.6%)
江戸川区	678,967	686,311	7,344	(1.1%)	653,409	▲25,558	(▲3.8%)	▲32,902	(▲4.8%)
市 部	4,127,128	4,129,879	2,751	(0.1%)	3,851,121	▲276,007	(▲6.7%)	▲278,758	(▲6.7%)
八王子市	580,053	585,663	5,610	(1.0%)	547,987	▲32,066	(▲5.5%)	▲37,676	(▲6.4%)
立川市	179,668	177,872	▲1,796	(▲1.0%)	161,708	▲17,960	(▲10.0%)	▲16,164	(▲9.1%)
武蔵野市	138,734	134,438	▲4,296	(▲3.1%)	122,592	▲16,142	(▲11.6%)	▲11,846	(▲8.8%)
三鷹市	186,083	194,951	8,868	(4.8%)	189,348	3,265	(1.8%)	▲5,603	(▲2.9%)
青梅市	139,339	124,550	▲14,789	(▲10.6%)	104,094	▲35,245	(▲25.3%)	▲20,456	(▲16.4%)
府中市	255,506	262,454	6,948	(2.7%)	253,143	▲2,363	(▲0.9%)	▲9,311	(▲3.5%)
昭島市	112,297	109,176	▲3,121	(▲2.8%)	99,565	▲12,732	(▲11.3%)	▲9,611	(▲8.8%)
調布市	223,593	227,178	3,585	(1.6%)	215,778	▲7,815	(▲3.5%)	▲11,400	(▲5.0%)
町田市	426,987	440,405	13,418	(3.1%)	418,798	▲8,189	(▲1.9%)	▲21,607	(▲4.9%)
小金井市	118,852	122,656	3,804	(3.2%)	117,461	▲1,391	(▲1.2%)	▲5,195	(▲4.2%)
小平市	187,035	183,669	▲3,366	(▲1.8%)	169,464	▲17,571	(▲9.4%)	▲14,205	(▲7.7%)
日野市	180,052	178,955	▲1,097	(▲0.6%)	166,119	▲13,933	(▲7.7%)	▲12,836	(▲7.2%)
東村山市	153,557	159,308	5,751	(3.7%)	154,682	1,125	(0.7%)	▲4,626	(▲2.9%)
国分寺市	120,650	122,998	2,348	(1.9%)	116,624	▲4,026	(▲3.3%)	▲6,374	(▲5.2%)
国立市	75,510	76,722	1,212	(1.6%)	72,449	▲3,061	(▲4.1%)	▲4,273	(▲5.6%)
福生市	59,796	53,658	▲6,138	(▲10.3%)	45,303	▲14,493	(▲24.2%)	▲8,355	(▲15.6%)
狛江市	78,751	75,087	▲3,664	(▲4.7%)	67,053	▲11,698	(▲14.9%)	▲8,034	(▲10.7%)
東大和市	83,068	84,700	1,632	(2.0%)	80,270	▲2,798	(▲3.4%)	▲4,430	(▲5.2%)
清瀬市	74,104	70,602	▲3,502	(▲4.7%)	63,228	▲10,876	(▲14.7%)	▲7,374	(▲10.4%)
東久留米市	116,546	111,055	▲5,491	(▲4.7%)	98,489	▲18,057	(▲15.5%)	▲12,566	(▲11.3%)
武蔵村山市	70,053	66,535	▲3,518	(▲5.0%)	59,596	▲10,457	(▲14.9%)	▲6,939	(▲10.4%)
多摩市	147,648	143,648	▲4,000	(▲2.7%)	127,469	▲20,179	(▲13.7%)	▲16,179	(▲11.3%)
稲城市	84,835	92,406	7,571	(8.9%)	92,826	7,991	(9.4%)	420	(0.5%)
羽村市	57,032	55,014	▲2,018	(▲3.5%)	49,524	▲7,508	(▲13.2%)	▲5,490	(▲10.0%)
あきる野市	80,868	77,138	▲3,730	(▲4.6%)	69,012	▲11,856	(▲14.7%)	▲8,126	(▲10.5%)
西東京市	196,511	199,041	2,530	(1.3%)	188,539	▲7,972	(▲4.1%)	▲10,502	(▲5.3%)

	2010年		2025年		2040年				
	総人口(人)	総人口(人)	2010年→2025年		総人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町村部	86,565	74,923	▲11,642	(▲13.4%)	60,833	▲25,732	(▲29.7%)	▲14,090	(▲18.8%)
瑞穂町	33,497	30,934	▲2,563	(▲7.7%)	26,565	▲6,932	(▲20.7%)	▲4,369	(▲14.1%)
日の出町	16,650	14,798	▲1,852	(▲11.1%)	11,834	▲4,816	(▲28.9%)	▲2,964	(▲20.0%)
檜原村	2,558	1,794	▲764	(▲29.9%)	1,226	▲1,332	(▲52.1%)	▲568	(▲31.7%)
奥多摩町	6,045	3,954	▲2,091	(▲34.6%)	2,501	▲3,544	(▲58.6%)	▲1,453	(▲36.7%)
大島町	8,461	6,977	▲1,484	(▲17.5%)	5,556	▲2,905	(▲34.3%)	▲1,421	(▲20.4%)
利島村	341	326	▲15	(▲4.4%)	286	▲55	(▲16.1%)	▲40	(▲12.3%)
新島村	2,883	2,297	▲586	(▲20.3%)	1,793	▲1,090	(▲37.8%)	▲504	(▲21.9%)
神津島村	1,889	1,564	▲325	(▲17.2%)	1,254	▲635	(▲33.6%)	▲310	(▲19.8%)
三宅村	2,676	2,352	▲324	(▲12.1%)	1,824	▲852	(▲31.8%)	▲528	(▲22.4%)
御蔵島村	348	369	21	(6.0%)	354	6	(1.7%)	▲15	(▲4.1%)
八丈町	8,231	6,567	▲1,664	(▲20.2%)	4,862	▲3,369	(▲40.9%)	▲1,705	(▲26.0%)
青ヶ島村	201	183	▲18	(▲9.0%)	159	▲42	(▲20.9%)	▲24	(▲13.1%)
小笠原村	2,785	2,808	23	(0.8%)	2,619	▲166	(▲6.0%)	▲189	(▲6.7%)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<児童期(0~14歳)人口>

	2010年	2025年		2040年					
	児童期人口(人)	児童期人口(人)	2010年→2025年		児童期人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	16,839,170	13,240,417	▲3,598,753	(▲21.4%)	10,731,819	▲6,107,351	(▲36.3%)	▲2,508,598	(▲18.9%)
東 京	1,486,100	1,311,870	▲174,230	(▲11.7%)	1,061,064	▲425,036	(▲28.6%)	▲250,806	(▲19.1%)
区 部	953,920	866,474	▲87,446	(▲9.2%)	688,338	▲265,582	(▲27.8%)	▲178,136	(▲20.6%)
千代田区	5,059	4,768	▲291	(▲5.8%)	3,650	▲1,409	(▲27.9%)	▲1,118	(▲23.4%)
中央区	12,937	15,504	2,567	(19.8%)	10,749	▲2,188	(▲16.9%)	▲4,755	(▲30.7%)
港区	23,043	21,239	▲1,804	(▲7.8%)	15,573	▲7,470	(▲32.4%)	▲5,666	(▲26.7%)
新宿区	25,380	26,585	1,205	(4.7%)	21,529	▲3,851	(▲15.2%)	▲5,056	(▲19.0%)
文京区	20,355	20,120	▲235	(▲1.2%)	15,343	▲5,012	(▲24.6%)	▲4,777	(▲23.7%)
台東区	15,208	13,980	▲1,228	(▲8.1%)	10,448	▲4,760	(▲31.3%)	▲3,532	(▲25.3%)
墨田区	25,873	25,583	▲290	(▲1.1%)	21,950	▲3,923	(▲15.2%)	▲3,633	(▲14.2%)
江東区	55,555	58,494	2,939	(5.3%)	51,351	▲4,204	(▲7.6%)	▲7,143	(▲12.2%)
品川区	36,211	35,891	▲320	(▲0.9%)	28,418	▲7,793	(▲21.5%)	▲7,473	(▲20.8%)
目黒区	25,954	23,019	▲2,935	(▲11.3%)	17,117	▲8,837	(▲34.0%)	▲5,902	(▲25.6%)
大田区	75,749	69,020	▲6,729	(▲8.9%)	57,746	▲18,003	(▲23.8%)	▲11,274	(▲16.3%)
世田谷区	95,923	87,244	▲8,679	(▲9.0%)	69,034	▲26,889	(▲28.0%)	▲18,210	(▲20.9%)
渋谷区	15,766	15,674	▲92	(▲0.6%)	10,952	▲4,814	(▲30.5%)	▲4,722	(▲30.1%)
中野区	23,472	18,704	▲4,768	(▲20.3%)	13,531	▲9,941	(▲42.4%)	▲5,173	(▲27.7%)
杉並区	44,372	41,561	▲2,811	(▲6.3%)	30,228	▲14,144	(▲31.9%)	▲11,333	(▲27.3%)
豊島区	22,421	22,665	244	(1.1%)	15,043	▲7,378	(▲32.9%)	▲7,622	(▲33.6%)
北区	31,393	28,659	▲2,734	(▲8.7%)	22,762	▲8,631	(▲27.5%)	▲5,897	(▲20.6%)
荒川区	22,231	22,651	420	(1.9%)	19,692	▲2,539	(▲11.4%)	▲2,959	(▲13.1%)
板橋区	56,276	52,384	▲3,892	(▲6.9%)	42,809	▲13,467	(▲23.9%)	▲9,575	(▲18.3%)
練馬区	87,402	71,437	▲15,965	(▲18.3%)	55,881	▲31,521	(▲36.1%)	▲15,556	(▲21.8%)
足立区	84,113	65,230	▲18,883	(▲22.4%)	48,844	▲35,269	(▲41.9%)	▲16,386	(▲25.1%)
葛飾区	53,496	42,412	▲11,084	(▲20.7%)	33,060	▲20,436	(▲38.2%)	▲9,352	(▲22.1%)
江戸川区	95,731	83,650	▲12,081	(▲12.6%)	72,628	▲23,103	(▲24.1%)	▲11,022	(▲13.2%)
市 部	521,655	438,029	▲83,626	(▲16.0%)	367,087	▲154,568	(▲29.6%)	▲70,942	(▲16.2%)
八王子市	72,328	60,900	▲11,428	(▲15.8%)	51,987	▲20,341	(▲28.1%)	▲8,913	(▲14.6%)
立川市	21,339	17,123	▲4,216	(▲19.8%)	13,355	▲7,984	(▲37.4%)	▲3,768	(▲22.0%)
武蔵野市	14,463	12,407	▲2,056	(▲14.2%)	9,292	▲5,171	(▲35.8%)	▲3,115	(▲25.1%)
三鷹市	21,565	19,893	▲1,672	(▲7.8%)	16,710	▲4,855	(▲22.5%)	▲3,183	(▲16.0%)
青梅市	17,999	12,315	▲5,684	(▲31.6%)	9,394	▲8,605	(▲47.8%)	▲2,921	(▲23.7%)
府中市	34,131	30,277	▲3,854	(▲11.3%)	26,593	▲7,538	(▲22.1%)	▲3,684	(▲12.2%)
昭島市	14,540	12,009	▲2,531	(▲17.4%)	9,945	▲4,595	(▲31.6%)	▲2,064	(▲17.2%)
調布市	26,922	24,320	▲2,602	(▲9.7%)	20,038	▲6,884	(▲25.6%)	▲4,282	(▲17.6%)
町田市	57,973	49,297	▲8,676	(▲15.0%)	42,398	▲15,575	(▲26.9%)	▲6,899	(▲14.0%)
小金井市	13,425	11,521	▲1,904	(▲14.2%)	9,497	▲3,928	(▲29.3%)	▲2,024	(▲17.6%)
小平市	23,844	19,008	▲4,836	(▲20.3%)	15,746	▲8,098	(▲34.0%)	▲3,262	(▲17.2%)
日野市	23,215	19,801	▲3,414	(▲14.7%)	16,883	▲6,332	(▲27.3%)	▲2,918	(▲14.7%)
東村山市	19,819	17,969	▲1,850	(▲9.3%)	15,950	▲3,869	(▲19.5%)	▲2,019	(▲11.2%)
国分寺市	14,119	11,811	▲2,308	(▲16.3%)	9,825	▲4,294	(▲30.4%)	▲1,986	(▲16.8%)
国立市	9,082	7,437	▲1,645	(▲18.1%)	6,139	▲2,943	(▲32.4%)	▲1,298	(▲17.5%)
福生市	7,133	5,112	▲2,021	(▲28.3%)	3,855	▲3,278	(▲46.0%)	▲1,257	(▲24.6%)
狛江市	8,526	6,772	▲1,754	(▲20.6%)	5,207	▲3,319	(▲38.9%)	▲1,565	(▲23.1%)
東大和市	11,632	10,129	▲1,503	(▲12.9%)	8,976	▲2,656	(▲22.8%)	▲1,153	(▲11.4%)
清瀬市	9,513	7,263	▲2,250	(▲23.7%)	5,928	▲3,585	(▲37.7%)	▲1,335	(▲18.4%)
東久留米市	14,956	11,398	▲3,558	(▲23.8%)	9,318	▲5,638	(▲37.7%)	▲2,080	(▲18.2%)
武蔵村山市	10,877	8,940	▲1,937	(▲17.8%)	7,632	▲3,245	(▲29.8%)	▲1,308	(▲14.6%)
多摩市	17,735	14,681	▲3,054	(▲17.2%)	11,452	▲6,283	(▲35.4%)	▲3,229	(▲22.0%)
稲城市	12,973	12,021	▲952	(▲7.3%)	10,973	▲2,000	(▲15.4%)	▲1,048	(▲8.7%)
羽村市	8,056	6,258	▲1,798	(▲22.3%)	5,237	▲2,819	(▲35.0%)	▲1,021	(▲16.3%)
あきる野市	11,373	8,977	▲2,396	(▲21.1%)	7,590	▲3,783	(▲33.3%)	▲1,387	(▲15.5%)
西東京市	24,117	20,390	▲3,727	(▲15.5%)	17,167	▲6,950	(▲28.8%)	▲3,223	(▲15.8%)

	2010年		2025年		2040年				
	児童期 人口(人)	児童期 人口(人)	2010年→2025年		児童期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町村部	10,524	7,367	▲3,157	(▲30.0%)	5,639	▲4,885	(▲46.4%)	▲1,728	(▲23.5%)
瑞穂町	4,652	3,164	▲1,488	(▲32.0%)	2,488	▲2,164	(▲46.5%)	▲676	(▲21.4%)
日の出町	1,959	1,295	▲664	(▲33.9%)	921	▲1,038	(▲53.0%)	▲374	(▲28.9%)
檜原村	184	93	▲91	(▲49.5%)	59	▲125	(▲67.9%)	▲34	(▲36.6%)
奥多摩町	422	213	▲209	(▲49.5%)	125	▲297	(▲70.4%)	▲88	(▲41.3%)
大島町	989	706	▲283	(▲28.6%)	553	▲436	(▲44.1%)	▲153	(▲21.7%)
利島村	46	29	▲17	(▲37.0%)	21	▲25	(▲54.3%)	▲8	(▲27.6%)
新島村	333	223	▲110	(▲33.0%)	172	▲161	(▲48.3%)	▲51	(▲22.9%)
神津島村	277	195	▲82	(▲29.6%)	162	▲115	(▲41.5%)	▲33	(▲16.9%)
三宅村	189	244	55	(29.1%)	217	28	(14.8%)	▲27	(▲11.1%)
御蔵島村	61	71	10	(16.4%)	58	▲3	(▲4.9%)	▲13	(▲18.3%)
八丈町	957	703	▲254	(▲26.5%)	491	▲466	(▲48.7%)	▲212	(▲30.2%)
青ヶ島村	35	23	▲12	(▲34.3%)	19	▲16	(▲45.7%)	▲4	(▲17.4%)
小笠原村	420	408	▲12	(▲2.9%)	353	▲67	(▲16.0%)	▲55	(▲13.5%)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<学習期(15~24歳)人口>

	2010年	2025年		2040年					
	学習期人口(人)	学習期人口(人)	2010年→2025年		学習期人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	12,617,759	10,915,577	▲1,702,182 (▲13.5%)		8,344,553	▲4,273,206 (▲33.9%)		▲2,571,024 (▲23.6%)	
東 京	1,355,485	1,155,177	▲200,308 (▲14.8%)		947,387	▲408,098 (▲30.1%)		▲207,790 (▲18.0%)	
区 部	876,416	748,143	▲128,273 (▲14.6%)		625,254	▲251,162 (▲28.7%)		▲122,889 (▲16.4%)	
千代田区	4,505	4,181	▲324 (▲7.2%)		3,442	▲1,063 (▲23.6%)		▲739 (▲17.7%)	
中央区	7,915	10,582	2,667 (33.7%)		9,943	2,028 (25.6%)		▲639 (▲6.0%)	
港区	14,725	18,937	4,212 (28.6%)		14,181	▲544 (▲3.7%)		▲4,756 (▲25.1%)	
新宿区	37,697	25,849	▲11,848 (▲31.4%)		23,460	▲14,237 (▲37.8%)		▲2,389 (▲9.2%)	
文京区	23,823	17,805	▲6,018 (▲25.3%)		15,477	▲8,346 (▲35.0%)		▲2,328 (▲13.1%)	
台東区	14,411	11,965	▲2,446 (▲17.0%)		9,989	▲4,422 (▲30.7%)		▲1,976 (▲16.5%)	
墨田区	21,764	18,652	▲3,112 (▲14.3%)		17,962	▲3,802 (▲17.5%)		▲690 (▲3.7%)	
江東区	38,032	41,037	3,005 (7.9%)		40,829	2,797 (7.4%)		▲208 (▲0.5%)	
品川区	31,707	30,029	▲1,678 (▲5.3%)		26,195	▲5,512 (▲17.4%)		▲3,834 (▲12.8%)	
目黒区	23,559	19,661	▲3,898 (▲16.5%)		16,229	▲7,330 (▲31.1%)		▲3,432 (▲17.5%)	
大田区	67,906	59,186	▲8,720 (▲12.8%)		50,142	▲17,764 (▲26.2%)		▲9,044 (▲15.3%)	
世田谷区	89,661	79,775	▲9,886 (▲11.0%)		65,565	▲24,096 (▲26.9%)		▲14,210 (▲17.8%)	
渋谷区	17,729	13,158	▲4,571 (▲25.8%)		11,727	▲6,002 (▲33.9%)		▲1,431 (▲10.9%)	
中野区	33,293	21,307	▲11,986 (▲36.0%)		16,472	▲16,821 (▲50.5%)		▲4,835 (▲22.7%)	
杉並区	60,040	41,155	▲18,885 (▲31.5%)		34,422	▲25,618 (▲42.7%)		▲6,733 (▲16.4%)	
豊島区	32,230	21,744	▲10,486 (▲32.5%)		18,467	▲13,763 (▲42.7%)		▲3,277 (▲15.1%)	
北区	32,212	25,701	▲6,511 (▲20.2%)		21,452	▲10,760 (▲33.4%)		▲4,249 (▲16.5%)	
荒川区	19,188	18,405	▲783 (▲4.1%)		16,638	▲2,550 (▲13.3%)		▲1,767 (▲9.6%)	
板橋区	56,452	44,214	▲12,238 (▲21.7%)		38,277	▲18,175 (▲32.2%)		▲5,937 (▲13.4%)	
練馬区	73,789	65,792	▲7,997 (▲10.8%)		50,221	▲23,568 (▲31.9%)		▲15,571 (▲23.7%)	
足立区	64,647	54,867	▲9,780 (▲15.1%)		40,454	▲24,193 (▲37.4%)		▲14,413 (▲26.3%)	
葛飾区	41,665	35,978	▲5,687 (▲13.6%)		27,092	▲14,573 (▲35.0%)		▲8,886 (▲24.7%)	
江戸川区	69,466	68,163	▲1,303 (▲1.9%)		56,618	▲12,848 (▲18.5%)		▲11,545 (▲16.9%)	
市 部	471,980	400,689	▲71,291 (▲15.1%)		317,944	▲154,036 (▲32.6%)		▲82,745 (▲20.7%)	
八王子市	79,050	60,721	▲18,329 (▲23.2%)		48,371	▲30,679 (▲38.8%)		▲12,350 (▲20.3%)	
立川市	18,671	14,677	▲3,994 (▲21.4%)		11,389	▲7,282 (▲39.0%)		▲3,288 (▲22.4%)	
武蔵野市	15,423	12,143	▲3,280 (▲21.3%)		9,587	▲5,836 (▲37.8%)		▲2,556 (▲21.0%)	
三鷹市	20,367	17,625	▲2,742 (▲13.5%)		14,964	▲5,403 (▲26.5%)		▲2,661 (▲15.1%)	
青梅市	14,028	10,933	▲3,095 (▲22.1%)		7,412	▲6,616 (▲47.2%)		▲3,521 (▲32.2%)	
府中市	29,049	26,840	▲2,209 (▲7.6%)		22,151	▲6,898 (▲23.7%)		▲4,689 (▲17.5%)	
昭島市	11,251	9,819	▲1,432 (▲12.7%)		7,781	▲3,470 (▲30.8%)		▲2,038 (▲20.8%)	
調布市	25,548	22,205	▲3,343 (▲13.1%)		18,370	▲7,178 (▲28.1%)		▲3,835 (▲17.3%)	
町田市	45,014	44,553	▲461 (▲1.0%)		35,083	▲9,931 (▲22.1%)		▲9,470 (▲21.3%)	
小金井市	15,941	11,439	▲4,502 (▲28.2%)		9,375	▲6,566 (▲41.2%)		▲2,064 (▲18.0%)	
小平市	24,282	18,618	▲5,664 (▲23.3%)		14,407	▲9,875 (▲40.7%)		▲4,211 (▲22.6%)	
日野市	21,830	18,969	▲2,861 (▲13.1%)		15,071	▲6,759 (▲31.0%)		▲3,898 (▲20.5%)	
東村山市	15,809	14,560	▲1,249 (▲7.9%)		12,490	▲3,319 (▲21.0%)		▲2,070 (▲14.2%)	
国分寺市	15,051	11,997	▲3,054 (▲20.3%)		9,398	▲5,653 (▲37.6%)		▲2,599 (▲21.7%)	
国立市	9,138	7,214	▲1,924 (▲21.1%)		5,631	▲3,507 (▲38.4%)		▲1,583 (▲21.9%)	
福生市	6,362	4,520	▲1,842 (▲29.0%)		3,239	▲3,123 (▲49.1%)		▲1,281 (▲28.3%)	
狛江市	8,473	6,830	▲1,643 (▲19.4%)		5,147	▲3,326 (▲39.3%)		▲1,683 (▲24.6%)	
東大和市	8,158	8,178	20 (0.2%)		6,728	▲1,430 (▲17.5%)		▲1,450 (▲17.7%)	
清瀬市	7,503	6,776	▲727 (▲9.7%)		4,969	▲2,534 (▲33.8%)		▲1,807 (▲26.7%)	
東久留米市	11,794	10,154	▲1,640 (▲13.9%)		7,523	▲4,271 (▲36.2%)		▲2,631 (▲25.9%)	
武蔵村山市	7,097	7,245	148 (2.1%)		5,602	▲1,495 (▲21.1%)		▲1,643 (▲22.7%)	
多摩市	16,546	13,648	▲2,898 (▲17.5%)		10,453	▲6,093 (▲36.8%)		▲3,195 (▲23.4%)	
稲城市	8,721	9,442	721 (8.3%)		8,061	▲660 (▲7.6%)		▲1,381 (▲14.6%)	
羽村市	6,289	5,478	▲811 (▲12.9%)		4,092	▲2,197 (▲34.9%)		▲1,386 (▲25.3%)	
あきる野市	8,028	7,378	▲650 (▲8.1%)		5,621	▲2,407 (▲30.0%)		▲1,757 (▲23.8%)	
西東京市	22,557	18,727	▲3,830 (▲17.0%)		15,029	▲7,528 (▲33.4%)		▲3,698 (▲19.7%)	

	2010年	2025年		2040年					
	学習期 人口(人)	学習期 人口(人)	2010年→2025年		学習期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町村部	7,085	6,345	▲740 (▲10.4%)		4,189	▲2,896 (▲40.9%)		▲2,156 (▲34.0%)	
瑞穂町	3,593	2,909	▲684 (▲19.0%)		1,987	▲1,606 (▲44.7%)		▲922 (▲31.7%)	
日の出町	1,457	1,453	▲4 (▲0.3%)		824	▲633 (▲43.4%)		▲629 (▲43.3%)	
檜原村	163	91	▲72 (▲44.2%)		52	▲111 (▲68.1%)		▲39 (▲42.9%)	
奥多摩町	393	226	▲167 (▲42.5%)		113	▲280 (▲71.2%)		▲113 (▲50.0%)	
大島町	559	564	5 (0.9%)		387	▲172 (▲30.8%)		▲177 (▲31.4%)	
利島村	9	24	15 (166.7%)		12	3 (33.3%)		▲12 (▲50.0%)	
新島村	112	148	36 (32.1%)		93	▲19 (▲17.0%)		▲55 (▲37.2%)	
神津島村	84	116	32 (38.1%)		81	▲3 (▲3.6%)		▲35 (▲30.2%)	
三宅村	151	111	▲40 (▲26.5%)		107	▲44 (▲29.1%)		▲4 (▲3.6%)	
御蔵島村	16	26	10 (62.5%)		27	11 (68.8%)		1 (3.8%)	
八丈町	419	419	0 (0.0%)		289	▲130 (▲31.0%)		▲130 (▲31.0%)	
青ヶ島村	11	14	3 (27.3%)		10	▲1 (▲9.1%)		▲4 (▲28.6%)	
小笠原村	118	244	126 (106.8%)		207	89 (75.4%)		▲37 (▲15.2%)	

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<労働期(25~54歳)人口>

	2010年		2025年		2040年				
	労働期人口(人)	労働期人口(人)	2010年→2025年		労働期人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	50,276,366	43,868,167	▲6,408,199	(▲12.7%)	34,737,875	▲15,538,491	(▲30.9%)	▲9,130,292	(▲20.8%)
東 京	5,949,697	5,498,767	▲450,930	(▲7.6%)	4,244,628	▲1,705,069	(▲28.7%)	▲1,254,139	(▲22.8%)
区 部	4,178,632	3,870,153	▲308,479	(▲7.4%)	2,924,598	▲1,254,034	(▲30.0%)	▲945,555	(▲24.4%)
千代田区	22,908	22,486	▲422	(▲1.8%)	15,233	▲7,675	(▲33.5%)	▲7,253	(▲32.3%)
中央区	68,854	66,496	▲2,358	(▲3.4%)	44,151	▲24,703	(▲35.9%)	▲22,345	(▲33.6%)
港区	108,336	99,404	▲8,932	(▲8.2%)	71,426	▲36,910	(▲34.1%)	▲27,978	(▲28.1%)
新宿区	161,903	168,362	6,459	(4.0%)	128,220	▲33,683	(▲20.8%)	▲40,142	(▲23.8%)
文京区	98,632	94,512	▲4,120	(▲4.2%)	70,675	▲27,957	(▲28.3%)	▲23,837	(▲25.2%)
台東区	79,816	76,435	▲3,381	(▲4.2%)	55,914	▲23,902	(▲29.9%)	▲20,521	(▲26.8%)
墨田区	113,276	121,578	8,302	(7.3%)	97,254	▲16,022	(▲14.1%)	▲24,324	(▲20.0%)
江東区	215,804	224,367	8,563	(4.0%)	182,743	▲33,061	(▲15.3%)	▲41,624	(▲18.6%)
品川区	179,612	170,366	▲9,246	(▲5.1%)	128,735	▲50,877	(▲28.3%)	▲41,631	(▲24.4%)
目黒区	134,152	119,932	▲14,220	(▲10.6%)	86,257	▲47,895	(▲35.7%)	▲33,675	(▲28.1%)
大田区	315,713	298,191	▲17,522	(▲5.5%)	238,453	▲77,260	(▲24.5%)	▲59,738	(▲20.0%)
世田谷区	430,668	398,976	▲31,692	(▲7.4%)	307,767	▲122,901	(▲28.5%)	▲91,209	(▲22.9%)
渋谷区	105,714	90,120	▲15,594	(▲14.8%)	59,607	▲46,107	(▲43.6%)	▲30,513	(▲33.9%)
中野区	157,626	143,488	▲14,138	(▲9.0%)	98,750	▲58,876	(▲37.4%)	▲44,738	(▲31.2%)
杉並区	248,261	204,853	▲43,408	(▲17.5%)	142,724	▲105,537	(▲42.5%)	▲62,129	(▲30.3%)
豊島区	140,414	142,994	2,580	(1.8%)	86,324	▲54,090	(▲38.5%)	▲56,670	(▲39.6%)
北区	144,761	133,878	▲10,883	(▲7.5%)	100,951	▲43,810	(▲30.3%)	▲32,927	(▲24.6%)
荒川区	89,772	90,571	799	(0.9%)	75,919	▲13,853	(▲15.4%)	▲14,652	(▲16.2%)
板橋区	235,729	221,150	▲14,579	(▲6.2%)	170,192	▲65,537	(▲27.8%)	▲50,958	(▲23.0%)
練馬区	333,993	295,802	▲38,191	(▲11.4%)	227,117	▲106,876	(▲32.0%)	▲68,685	(▲23.2%)
足立区	292,576	240,835	▲51,741	(▲17.7%)	175,167	▲117,409	(▲40.1%)	▲65,668	(▲27.3%)
葛飾区	190,634	159,610	▲31,024	(▲16.3%)	120,368	▲70,266	(▲36.9%)	▲39,242	(▲24.6%)
江戸川区	309,478	285,747	▲23,731	(▲7.7%)	240,651	▲68,827	(▲22.2%)	▲45,096	(▲15.8%)
市 部	1,740,439	1,603,702	▲136,737	(▲7.9%)	1,301,590	▲438,849	(▲25.2%)	▲302,112	(▲18.8%)
八王子市	227,482	222,979	▲4,503	(▲2.0%)	185,921	▲41,561	(▲18.3%)	▲37,058	(▲16.6%)
立川市	76,831	71,279	▲5,552	(▲7.2%)	54,107	▲22,724	(▲29.6%)	▲17,172	(▲24.1%)
武蔵野市	64,963	55,675	▲9,288	(▲14.3%)	40,118	▲24,845	(▲38.2%)	▲15,557	(▲27.9%)
三鷹市	87,725	83,172	▲4,553	(▲5.2%)	65,074	▲22,651	(▲25.8%)	▲18,098	(▲21.8%)
青梅市	53,698	42,832	▲10,866	(▲20.2%)	31,828	▲21,870	(▲40.7%)	▲11,004	(▲25.7%)
府中市	115,296	106,974	▲8,322	(▲7.2%)	90,026	▲25,270	(▲21.9%)	▲16,948	(▲15.8%)
昭島市	47,022	42,744	▲4,278	(▲9.1%)	33,929	▲13,093	(▲27.8%)	▲8,815	(▲20.6%)
調布市	102,024	91,999	▲10,025	(▲9.8%)	72,775	▲29,249	(▲28.7%)	▲19,224	(▲20.9%)
町田市	173,989	164,647	▲9,342	(▲5.4%)	139,857	▲34,132	(▲19.6%)	▲24,790	(▲15.1%)
小金井市	52,858	51,765	▲1,093	(▲2.1%)	42,176	▲10,682	(▲20.2%)	▲9,589	(▲18.5%)
小平市	78,266	70,978	▲7,288	(▲9.3%)	57,849	▲20,417	(▲26.1%)	▲13,129	(▲18.5%)
日野市	74,547	67,351	▲7,196	(▲9.7%)	54,917	▲19,630	(▲26.3%)	▲12,434	(▲18.5%)
東村山市	63,542	62,424	▲1,118	(▲1.8%)	53,902	▲9,640	(▲15.2%)	▲8,522	(▲13.7%)
国分寺市	54,147	50,537	▲3,610	(▲6.7%)	40,940	▲13,207	(▲24.4%)	▲9,597	(▲19.0%)
国立市	33,254	30,342	▲2,912	(▲8.8%)	24,943	▲8,311	(▲25.0%)	▲5,399	(▲17.8%)
福生市	25,501	20,719	▲4,782	(▲18.8%)	15,297	▲10,204	(▲40.0%)	▲5,422	(▲26.2%)
狛江市	34,900	29,170	▲5,730	(▲16.4%)	21,612	▲13,288	(▲38.1%)	▲7,558	(▲25.9%)
東大和市	33,850	31,443	▲2,407	(▲7.1%)	27,027	▲6,823	(▲20.2%)	▲4,416	(▲14.0%)
清瀬市	28,766	24,975	▲3,791	(▲13.2%)	19,961	▲8,805	(▲30.6%)	▲5,014	(▲20.1%)
東久留米市	46,505	40,792	▲5,713	(▲12.3%)	32,870	▲13,635	(▲29.3%)	▲7,922	(▲19.4%)
武蔵村山市	27,844	23,925	▲3,919	(▲14.1%)	19,914	▲7,930	(▲28.5%)	▲4,011	(▲16.8%)
多摩市	60,128	51,968	▲8,160	(▲13.6%)	38,740	▲21,388	(▲35.6%)	▲13,228	(▲25.5%)
稲城市	37,790	36,546	▲1,244	(▲3.3%)	32,378	▲5,412	(▲14.3%)	▲4,168	(▲11.4%)
羽村市	23,708	20,625	▲3,083	(▲13.0%)	16,806	▲6,902	(▲29.1%)	▲3,819	(▲18.5%)
あきる野市	30,503	27,059	▲3,444	(▲11.3%)	22,433	▲8,070	(▲26.5%)	▲4,626	(▲17.1%)
西東京市	85,300	80,782	▲4,518	(▲5.3%)	66,190	▲19,110	(▲22.4%)	▲14,592	(▲18.1%)

	2010年	2025年		2040年					
	労働期 人口(人)	労働期 人口(人)	2010年→2025年		労働期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町村部	30,618	24,912	▲5,706 (▲18.6%)		18,440	▲12,178 (▲39.8%)		▲6,472 (▲26.0%)	
瑞穂町	12,941	11,342	▲1,599 (▲12.4%)		8,810	▲4,131 (▲31.9%)		▲2,532 (▲22.3%)	
日の出町	5,499	4,885	▲614 (▲11.2%)		3,346	▲2,153 (▲39.2%)		▲1,539 (▲31.5%)	
檜原村	663	399	▲264 (▲39.8%)		252	▲411 (▲62.0%)		▲147 (▲36.8%)	
奥多摩町	1,641	1,011	▲630 (▲38.4%)		599	▲1,042 (▲63.5%)		▲412 (▲40.8%)	
大島町	2,764	2,064	▲700 (▲25.3%)		1,665	▲1,099 (▲39.8%)		▲399 (▲19.3%)	
利島村	156	120	▲36 (▲23.1%)		84	▲72 (▲46.2%)		▲36 (▲30.0%)	
新島村	913	661	▲252 (▲27.6%)		492	▲421 (▲46.1%)		▲169 (▲25.6%)	
神津島村	649	450	▲199 (▲30.7%)		359	▲290 (▲44.7%)		▲91 (▲20.2%)	
三宅村	887	761	▲126 (▲14.2%)		545	▲342 (▲38.6%)		▲216 (▲28.4%)	
御蔵島村	166	151	▲15 (▲9.0%)		116	▲50 (▲30.1%)		▲35 (▲23.2%)	
八丈町	2,618	1,827	▲791 (▲30.2%)		1,217	▲1,401 (▲53.5%)		▲610 (▲33.4%)	
青ヶ島村	105	72	▲33 (▲31.4%)		57	▲48 (▲45.7%)		▲15 (▲20.8%)	
小笠原村	1,616	1,169	▲447 (▲27.7%)		898	▲718 (▲44.4%)		▲271 (▲23.2%)	

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<熟年期(55~64歳)人口>

	2010年		2025年		2040年				
	熟年期人口(人)	熟年期人口(人)	2010年→2025年		熟年期人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	18,840,392	16,061,167	▲2,779,225	(▲14.8%)	14,783,502	▲4,056,890	(▲21.5%)	▲1,277,665	(▲8.0%)
東 京	1,688,841	1,890,379	201,538	(11.9%)	1,936,999	248,158	(14.7%)	46,620	(2.5%)
区 部	1,132,258	1,296,381	164,123	(14.5%)	1,389,190	256,932	(22.7%)	92,809	(7.2%)
千代田区	5,602	7,695	2,093	(37.4%)	9,085	3,483	(62.2%)	1,390	(18.1%)
中央区	13,551	23,384	9,833	(72.6%)	28,741	15,190	(112.1%)	5,357	(22.9%)
港区	23,745	35,113	11,368	(47.9%)	40,672	16,927	(71.3%)	5,559	(15.8%)
新宿区	38,838	45,709	6,871	(17.7%)	61,200	22,362	(57.6%)	15,491	(33.9%)
文京区	24,672	29,511	4,839	(19.6%)	34,932	10,260	(41.6%)	5,421	(18.4%)
台東区	25,261	26,260	999	(4.0%)	30,200	4,939	(19.6%)	3,940	(15.0%)
墨田区	33,730	33,379	▲351	(▲1.0%)	41,987	8,257	(24.5%)	8,608	(25.8%)
江東区	63,353	67,418	4,065	(6.4%)	82,914	19,561	(30.9%)	15,496	(23.0%)
品川区	47,037	53,385	6,348	(13.5%)	63,996	16,959	(36.1%)	10,611	(19.9%)
目黒区	32,047	38,015	5,968	(18.6%)	42,979	10,932	(34.1%)	4,964	(13.1%)
大田区	92,623	100,435	7,812	(8.4%)	103,809	11,186	(12.1%)	3,374	(3.4%)
世田谷区	100,223	131,622	31,399	(31.3%)	142,970	42,747	(42.7%)	11,348	(8.6%)
渋谷区	25,136	29,900	4,764	(19.0%)	32,773	7,637	(30.4%)	2,873	(9.6%)
中野区	37,677	42,564	4,887	(13.0%)	51,044	13,367	(35.5%)	8,480	(19.9%)
杉並区	72,545	79,497	6,952	(9.6%)	72,892	347	(0.5%)	▲6,605	(▲8.3%)
豊島区	34,756	41,252	6,496	(18.7%)	58,532	23,776	(68.4%)	17,280	(41.9%)
北区	46,830	42,792	▲4,038	(▲8.6%)	47,528	698	(1.5%)	4,736	(11.1%)
荒川区	27,757	28,210	453	(1.6%)	32,879	5,122	(18.5%)	4,669	(16.6%)
板橋区	73,294	73,066	▲228	(▲0.3%)	77,929	4,635	(6.3%)	4,863	(6.7%)
練馬区	82,682	111,909	29,227	(35.3%)	106,129	23,447	(28.4%)	▲5,780	(▲5.2%)
足立区	90,264	94,230	3,966	(4.4%)	81,395	▲8,869	(▲9.8%)	▲12,835	(▲13.6%)
葛飾区	59,385	61,469	2,084	(3.5%)	53,570	▲5,815	(▲9.8%)	▲7,899	(▲12.9%)
江戸川区	81,250	99,566	18,316	(22.5%)	91,034	9,784	(12.0%)	▲8,532	(▲8.6%)
市 部	541,979	584,101	42,122	(7.8%)	539,353	▲2,626	(▲0.5%)	▲44,748	(▲7.7%)
八王子市	80,762	79,174	▲1,588	(▲2.0%)	74,757	▲6,005	(▲7.4%)	▲4,417	(▲5.6%)
立川市	24,411	24,473	62	(0.3%)	24,816	405	(1.7%)	343	(1.4%)
武蔵野市	16,598	19,238	2,640	(15.9%)	19,846	3,248	(19.6%)	608	(3.2%)
三鷹市	21,656	27,320	5,664	(26.2%)	28,190	6,534	(30.2%)	870	(3.2%)
青梅市	21,337	18,080	▲3,257	(▲15.3%)	13,545	▲7,792	(▲36.5%)	▲4,535	(▲25.1%)
府中市	30,406	37,932	7,526	(24.8%)	34,869	4,463	(14.7%)	▲3,063	(▲8.1%)
昭島市	16,223	15,153	▲1,070	(▲6.6%)	14,848	▲1,375	(▲8.5%)	▲305	(▲2.0%)
調布市	26,614	33,565	6,951	(26.1%)	31,633	5,019	(18.9%)	▲1,932	(▲5.8%)
町田市	57,534	61,856	4,322	(7.5%)	57,037	▲497	(▲0.9%)	▲4,819	(▲7.8%)
小金井市	14,410	17,372	2,962	(20.6%)	17,491	3,081	(21.4%)	119	(0.7%)
小平市	22,965	26,789	3,824	(16.7%)	22,711	▲254	(▲1.1%)	▲4,078	(▲15.2%)
日野市	22,971	25,125	2,154	(9.4%)	22,082	▲889	(▲3.9%)	▲3,043	(▲12.1%)
東村山市	19,952	22,222	2,270	(11.4%)	21,594	1,642	(8.2%)	▲628	(▲2.8%)
国分寺市	14,436	18,045	3,609	(25.0%)	16,999	2,563	(17.8%)	▲1,046	(▲5.8%)
国立市	9,564	12,094	2,530	(26.5%)	10,244	680	(7.1%)	▲1,850	(▲15.3%)
福生市	8,539	7,875	▲664	(▲7.8%)	6,333	▲2,206	(▲25.8%)	▲1,542	(▲19.6%)
狛江市	9,708	11,039	1,331	(13.7%)	9,877	169	(1.7%)	▲1,162	(▲10.5%)
東大和市	11,340	12,014	674	(5.9%)	10,761	▲579	(▲5.1%)	▲1,253	(▲10.4%)
清瀬市	9,896	10,005	109	(1.1%)	8,203	▲1,693	(▲17.1%)	▲1,802	(▲18.0%)
東久留米市	15,945	15,906	▲39	(▲0.2%)	13,008	▲2,937	(▲18.4%)	▲2,898	(▲18.2%)
武蔵村山市	9,640	8,768	▲872	(▲9.0%)	7,363	▲2,277	(▲23.6%)	▲1,405	(▲16.0%)
多摩市	22,331	19,302	▲3,029	(▲13.6%)	18,169	▲4,162	(▲18.6%)	▲1,133	(▲5.9%)
稲城市	10,630	13,279	2,649	(24.9%)	12,463	1,833	(17.2%)	▲816	(▲6.1%)
羽村市	7,815	7,837	22	(0.3%)	6,235	▲1,580	(▲20.2%)	▲1,602	(▲20.4%)
あきる野市	11,734	10,423	▲1,311	(▲11.2%)	8,740	▲2,994	(▲25.5%)	▲1,683	(▲16.1%)
西東京市	24,562	29,215	4,653	(18.9%)	27,539	2,977	(12.1%)	▲1,676	(▲5.7%)

	2010年		2025年				2040年			
	熟年期 人口(人)	熟年期 人口(人)	2010年→2025年		熟年期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年		
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率	
町村部	14,603	9,897	▲4,706 (▲32.2%)		8,456	▲6,147 (▲42.1%)		▲1,441 (▲14.6%)		
瑞穂町	5,233	4,303	▲930 (▲17.8%)		3,535	▲1,698 (▲32.4%)		▲768 (▲17.8%)		
日の出町	2,860	1,636	▲1,224 (▲42.8%)		1,899	▲961 (▲33.6%)		263 (16.1%)		
檜原村	438	246	▲192 (▲43.8%)		139	▲299 (▲68.3%)		▲107 (▲43.5%)		
奥多摩町	1,091	532	▲559 (▲51.2%)		335	▲756 (▲69.3%)		▲197 (▲37.0%)		
大島町	1,469	942	▲527 (▲35.9%)		695	▲774 (▲52.7%)		▲247 (▲26.2%)		
利島村	60	63	3 (5.0%)		60	0 (0.0%)		▲3 (▲4.8%)		
新島村	531	285	▲246 (▲46.3%)		264	▲267 (▲50.3%)		▲21 (▲7.4%)		
神津島村	361	185	▲176 (▲48.8%)		151	▲210 (▲58.2%)		▲34 (▲18.4%)		
三宅村	508	319	▲189 (▲37.2%)		248	▲260 (▲51.2%)		▲71 (▲22.3%)		
御蔵島村	57	40	▲17 (▲29.8%)		71	14 (24.6%)		31 (77.5%)		
八丈町	1,592	843	▲749 (▲47.0%)		657	▲935 (▲58.7%)		▲186 (▲22.1%)		
青ヶ島村	28	29	1 (3.6%)		19	▲9 (▲32.1%)		▲10 (▲34.5%)		
小笠原村	375	474	99 (26.4%)		383	8 (2.1%)		▲91 (▲19.2%)		

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<前期高齢期(65～74歳)人口>

	2010年		2025年		2040年				
	前期高齢期 人口(人)	前期高齢期 人口(人)	2010年→2025年		前期高齢期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	15,290,026	14,787,850	▲502,176	(▲3.3%)	16,448,169	1,158,143	(7.6%)	1,660,319	(11.2%)
東 京	1,445,181	1,345,053	▲100,128	(▲6.9%)	1,978,459	533,278	(36.9%)	633,406	(47.1%)
区 部	962,382	895,041	▲67,341	(▲7.0%)	1,357,315	394,933	(41.0%)	462,274	(51.6%)
千代田区	4,525	4,666	141	(3.1%)	7,990	3,465	(76.6%)	3,324	(71.2%)
中央区	10,367	12,176	1,809	(17.4%)	27,003	16,636	(160.5%)	14,827	(121.8%)
港区	18,088	19,941	1,853	(10.2%)	39,196	21,108	(116.7%)	19,255	(96.6%)
新宿区	32,474	30,890	▲1,584	(▲4.9%)	48,865	16,391	(50.5%)	17,975	(58.2%)
文京区	19,523	19,959	436	(2.2%)	30,114	10,591	(54.2%)	10,155	(50.9%)
台東区	22,056	18,221	▲3,835	(▲17.4%)	27,129	5,073	(23.0%)	8,908	(48.9%)
墨田区	28,889	23,475	▲5,414	(▲18.7%)	35,819	6,930	(24.0%)	12,344	(52.6%)
江東区	51,019	43,293	▲7,726	(▲15.1%)	77,127	26,108	(51.2%)	33,834	(78.2%)
品川区	37,711	35,658	▲2,053	(▲5.4%)	57,505	19,794	(52.5%)	21,847	(61.3%)
目黒区	26,726	25,365	▲1,361	(▲5.1%)	38,497	11,771	(44.0%)	13,132	(51.8%)
大田区	76,204	71,025	▲5,179	(▲6.8%)	103,042	26,838	(35.2%)	32,017	(45.1%)
世田谷区	80,424	83,733	3,309	(4.1%)	133,894	53,470	(66.5%)	50,161	(59.9%)
渋谷区	20,283	20,155	▲128	(▲0.6%)	30,858	10,575	(52.1%)	10,703	(53.1%)
中野区	31,399	30,379	▲1,020	(▲3.2%)	44,188	12,789	(40.7%)	13,809	(45.5%)
杉並区	62,779	59,697	▲3,082	(▲4.9%)	79,771	16,992	(27.1%)	20,074	(33.6%)
豊島区	28,190	28,352	162	(0.6%)	45,821	17,631	(62.5%)	17,469	(61.6%)
北区	42,028	34,078	▲7,950	(▲18.9%)	44,730	2,702	(6.4%)	10,652	(31.3%)
荒川区	23,587	20,582	▲3,005	(▲12.7%)	29,574	5,987	(25.4%)	8,992	(43.7%)
板橋区	61,274	55,598	▲5,676	(▲9.3%)	75,334	14,060	(22.9%)	19,736	(35.5%)
練馬区	72,251	84,447	12,196	(16.9%)	125,874	53,623	(74.2%)	41,427	(49.1%)
足立区	86,941	66,663	▲20,278	(▲23.3%)	93,878	6,937	(8.0%)	27,215	(40.8%)
葛飾区	53,034	44,964	▲8,070	(▲15.2%)	59,809	6,775	(12.8%)	14,845	(33.0%)
江戸川区	72,610	61,724	▲10,886	(▲15.0%)	101,297	28,687	(39.5%)	39,573	(64.1%)
市 部	471,032	439,533	▲31,499	(▲6.7%)	611,214	140,182	(29.8%)	171,681	(39.1%)
八王子市	68,953	64,838	▲4,115	(▲6.0%)	84,761	15,808	(22.9%)	19,923	(30.7%)
立川市	22,007	19,884	▲2,123	(▲9.6%)	26,976	4,969	(22.6%)	7,092	(35.7%)
武蔵野市	13,243	14,241	998	(7.5%)	19,756	6,513	(49.2%)	5,515	(38.7%)
三鷹市	17,649	18,456	807	(4.6%)	30,958	13,309	(75.4%)	12,502	(67.7%)
青梅市	17,417	16,556	▲861	(▲4.9%)	17,600	183	(1.1%)	1,044	(6.3%)
府中市	25,346	25,079	▲267	(▲1.1%)	38,840	13,494	(53.2%)	13,761	(54.9%)
昭島市	12,919	12,402	▲517	(▲4.0%)	15,452	2,533	(19.6%)	3,050	(24.6%)
調布市	22,679	22,267	▲412	(▲1.8%)	35,023	12,344	(54.4%)	12,756	(57.3%)
町田市	53,793	45,991	▲7,802	(▲14.5%)	67,579	13,786	(25.6%)	21,588	(46.9%)
小金井市	11,143	12,648	1,505	(13.5%)	16,898	5,755	(51.6%)	4,250	(33.6%)
小平市	20,037	19,600	▲437	(▲2.2%)	26,363	6,326	(31.6%)	6,763	(34.5%)
日野市	21,185	18,058	▲3,127	(▲14.8%)	26,674	5,489	(25.9%)	8,616	(47.7%)
東村山市	18,276	16,563	▲1,713	(▲9.4%)	23,153	4,877	(26.7%)	6,590	(39.8%)
国分寺市	11,902	12,780	878	(7.4%)	18,124	6,222	(52.3%)	5,344	(41.8%)
国立市	7,539	8,451	912	(12.1%)	11,571	4,032	(53.5%)	3,120	(36.9%)
福生市	6,644	6,810	166	(2.5%)	7,299	655	(9.9%)	489	(7.2%)
狛江市	9,095	8,039	▲1,056	(▲11.6%)	11,290	2,195	(24.1%)	3,251	(40.4%)
東大和市	10,666	8,775	▲1,891	(▲17.7%)	12,656	1,990	(18.7%)	3,881	(44.2%)
清瀬市	9,845	7,821	▲2,024	(▲20.6%)	10,476	631	(6.4%)	2,655	(33.9%)
東久留米市	15,651	12,389	▲3,262	(▲20.8%)	16,120	469	(3.0%)	3,731	(30.1%)
武蔵村山市	9,027	6,825	▲2,202	(▲24.4%)	9,338	311	(3.4%)	2,513	(36.8%)
多摩市	18,856	16,445	▲2,411	(▲12.8%)	20,966	2,110	(11.2%)	4,521	(27.5%)
稲城市	8,842	8,654	▲188	(▲2.1%)	14,468	5,626	(63.6%)	5,814	(67.2%)
羽村市	6,694	6,034	▲660	(▲9.9%)	8,110	1,416	(21.2%)	2,076	(34.4%)
あきる野市	10,824	9,107	▲1,717	(▲15.9%)	11,238	414	(3.8%)	2,131	(23.4%)
西東京市	20,800	20,820	20	(0.1%)	29,525	8,725	(41.9%)	8,705	(41.8%)

	2010年		2025年				2040年			
	前期高齢期 人口(人)	前期高齢期 人口(人)	2010年→2025年		前期高齢期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年		
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率	
町村部	11,767	10,479	▲1,288	(▲10.9%)	9,930	▲1,837	(▲15.6%)	▲549	(▲5.2%)	
瑞穂町	4,091	3,776	▲315	(▲7.7%)	4,444	353	(8.6%)	668	(17.7%)	
日の出町	2,487	1,911	▲576	(▲23.2%)	1,835	▲652	(▲26.2%)	▲76	(▲4.0%)	
檜原村	391	346	▲45	(▲11.5%)	202	▲189	(▲48.3%)	▲144	(▲41.6%)	
奥多摩町	1,050	755	▲295	(▲28.1%)	480	▲570	(▲54.3%)	▲275	(▲36.4%)	
大島町	1,284	1,061	▲223	(▲17.4%)	866	▲418	(▲32.6%)	▲195	(▲18.4%)	
利島村	29	45	16	(55.2%)	45	16	(55.2%)	0	(0.0%)	
新島村	397	410	13	(3.3%)	271	▲126	(▲31.7%)	▲139	(▲33.9%)	
神津島村	214	320	106	(49.5%)	182	▲32	(▲15.0%)	▲138	(▲43.1%)	
三宅村	414	392	▲22	(▲5.3%)	278	▲136	(▲32.9%)	▲114	(▲29.1%)	
御蔵島村	26	45	19	(73.1%)	42	16	(61.5%)	▲3	(▲6.7%)	
八丈町	1,220	1,086	▲134	(▲11.0%)	827	▲393	(▲32.2%)	▲259	(▲23.8%)	
青ヶ島村	11	28	17	(154.5%)	27	16	(145.5%)	▲1	(▲3.6%)	
小笠原村	153	304	151	(98.7%)	431	278	(181.7%)	127	(41.8%)	

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<後期高齢期(75歳~)人口>

	2010年	2025年			2040年				
	後期高齢期人口(人)	後期高齢期人口(人)	2010年→2025年		後期高齢期人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
全 国	14,193,639	21,785,638	7,591,999	(53.5%)	22,229,934	8,036,295	(56.6%)	444,296	(2.0%)
東 京	1,234,084	1,977,426	743,342	(60.2%)	2,139,104	905,020	(73.3%)	161,678	(8.2%)
区 部	842,082	1,297,678	455,596	(54.1%)	1,410,992	568,910	(67.6%)	113,314	(8.7%)
千代田区	4,517	6,203	1,686	(37.3%)	7,369	2,852	(63.1%)	1,166	(18.8%)
中央区	9,138	14,988	5,850	(64.0%)	19,898	10,760	(117.8%)	4,910	(32.8%)
港区	17,194	26,636	9,442	(54.9%)	34,850	17,656	(102.7%)	8,214	(30.8%)
新宿区	30,016	44,414	14,398	(48.0%)	48,250	18,234	(60.7%)	3,836	(8.6%)
文京区	19,622	27,460	7,838	(39.9%)	31,269	11,647	(59.4%)	3,809	(13.9%)
台東区	19,175	25,085	5,910	(30.8%)	23,560	4,385	(22.9%)	▲1,525	(▲6.1%)
墨田区	24,072	31,295	7,223	(30.0%)	34,127	10,055	(41.8%)	2,832	(9.0%)
江東区	37,056	57,629	20,573	(55.5%)	65,211	28,155	(76.0%)	7,582	(13.2%)
品川区	33,023	49,702	16,679	(50.5%)	52,479	19,456	(58.9%)	2,777	(5.6%)
目黒区	25,892	39,226	13,334	(51.5%)	43,308	17,416	(67.3%)	4,082	(10.4%)
大田区	65,178	101,133	35,955	(55.2%)	105,939	40,761	(62.5%)	4,806	(4.8%)
世田谷区	80,238	116,972	36,734	(45.8%)	139,588	59,350	(74.0%)	2,216	(19.3%)
渋谷区	19,864	28,521	8,657	(43.6%)	32,838	12,974	(65.3%)	4,317	(15.1%)
中野区	31,283	44,096	12,813	(41.0%)	47,482	16,199	(51.8%)	3,386	(7.7%)
杉並区	61,573	95,815	34,242	(55.6%)	104,114	42,541	(69.1%)	8,299	(8.7%)
豊島区	26,665	40,349	13,684	(51.3%)	47,228	20,563	(77.1%)	6,879	(17.0%)
北区	38,320	54,106	15,786	(41.2%)	49,381	11,061	(28.9%)	▲4,725	(▲8.7%)
荒川区	20,761	28,620	7,859	(37.9%)	28,082	7,321	(35.3%)	▲538	(▲1.9%)
板橋区	52,800	84,832	32,032	(60.7%)	87,495	34,695	(65.7%)	2,663	(3.1%)
練馬区	66,006	124,525	58,519	(88.7%)	155,546	89,540	(135.7%)	31,021	(24.9%)
足立区	64,886	104,067	39,181	(60.4%)	98,154	33,268	(51.3%)	▲5,913	(▲5.7%)
葛飾区	44,371	64,543	20,172	(45.5%)	63,643	19,272	(43.4%)	▲900	(▲1.4%)
江戸川区	50,432	87,461	37,029	(73.4%)	91,181	40,749	(80.8%)	3,720	(4.3%)
市 部	380,040	663,825	283,785	(74.7%)	713,933	333,893	(87.9%)	50,108	(7.5%)
八王子市	51,479	97,051	45,572	(88.5%)	102,190	50,711	(98.5%)	5,139	(5.3%)
立川市	16,410	30,436	14,026	(85.5%)	31,065	14,655	(89.3%)	629	(2.1%)
武蔵野市	14,043	20,734	6,691	(47.6%)	23,993	9,950	(70.9%)	3,259	(15.7%)
三鷹市	17,121	28,485	11,364	(66.4%)	33,452	16,331	(95.4%)	4,967	(17.4%)
青梅市	14,860	23,834	8,974	(60.4%)	24,315	9,455	(63.6%)	481	(2.0%)
府中市	21,278	35,352	14,074	(66.1%)	40,664	19,386	(91.1%)	5,312	(15.0%)
昭島市	10,342	17,049	6,707	(64.9%)	17,610	7,268	(70.3%)	561	(3.3%)
調布市	19,806	32,822	13,016	(65.7%)	37,939	18,133	(91.6%)	5,117	(15.6%)
町田市	38,683	74,061	35,378	(91.5%)	76,844	38,161	(98.7%)	2,783	(3.8%)
小金井市	11,075	17,911	6,836	(61.7%)	22,024	10,949	(98.9%)	4,113	(23.0%)
小平市	17,641	28,676	11,035	(62.6%)	32,388	14,747	(83.6%)	3,712	(12.9%)
日野市	16,303	29,651	13,348	(81.9%)	30,492	14,189	(87.0%)	841	(2.8%)
東村山市	16,160	25,570	9,410	(58.2%)	27,593	11,433	(70.7%)	2,023	(7.9%)
国分寺市	10,994	17,828	6,834	(62.2%)	21,338	10,344	(94.1%)	3,510	(19.7%)
国立市	6,932	11,184	4,252	(61.3%)	13,921	6,989	(100.8%)	2,737	(24.5%)
福生市	5,616	8,622	3,006	(53.5%)	9,280	3,664	(65.2%)	658	(7.6%)
狛江市	8,050	13,237	5,187	(64.4%)	13,920	5,870	(72.9%)	683	(5.2%)
東大和市	7,423	14,161	6,738	(90.8%)	14,122	6,699	(90.2%)	▲39	(▲0.3%)
清瀬市	8,581	13,762	5,181	(60.4%)	13,691	5,110	(59.6%)	▲71	(▲0.5%)
東久留米市	11,694	20,416	8,722	(74.6%)	19,650	7,956	(68.0%)	▲766	(▲3.8%)
武蔵村山市	5,567	10,832	5,265	(94.6%)	9,747	4,180	(75.1%)	▲1,085	(▲10.0%)
多摩市	12,053	27,604	15,551	(129.0%)	27,689	15,636	(129.7%)	85	(0.3%)
稲城市	5,879	12,464	6,585	(112.0%)	14,483	8,604	(146.4%)	2,019	(16.2%)
羽村市	4,470	8,782	4,312	(96.5%)	9,044	4,574	(102.3%)	262	(3.0%)
あきる野市	8,407	14,194	5,787	(68.8%)	13,390	4,983	(59.3%)	▲804	(▲5.7%)
西東京市	19,173	29,107	9,934	(51.8%)	33,089	13,916	(72.6%)	3,982	(13.7%)

	2010年		2025年		2040年				
	後期高齢期 人口(人)	後期高齢期 人口(人)	2010年→2025年		後期高齢期 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町村部	11,963	15,923	3,960	(33.1%)	14,179	2,216	(18.5%)	▲1,744	(▲11.0%)
瑞穂町	2,985	5,440	2,455	(82.2%)	5,301	2,316	(77.6%)	▲139	(▲2.6%)
日の出町	2,388	3,618	1,230	(51.5%)	3,009	621	(26.0%)	▲609	(▲16.8%)
檜原村	719	619	▲100	(▲13.9%)	522	▲197	(▲27.4%)	▲97	(▲15.7%)
奥多摩町	1,448	1,217	▲231	(▲16.0%)	849	▲599	(▲41.4%)	▲368	(▲30.2%)
大島町	1,396	1,640	244	(17.5%)	1,390	▲6	(▲0.4%)	▲250	(▲15.2%)
利島村	40	45	5	(12.5%)	64	24	(60.0%)	19	(42.2%)
新島村	597	570	▲27	(▲4.5%)	501	▲96	(▲16.1%)	▲69	(▲12.1%)
神津島村	304	298	▲6	(▲2.0%)	319	15	(4.9%)	21	(7.0%)
三宅村	528	525	▲3	(▲0.6%)	429	▲99	(▲18.8%)	▲96	(▲18.3%)
御蔵島村	22	36	14	(63.6%)	40	18	(81.8%)	4	(11.1%)
八丈町	1,423	1,689	266	(18.7%)	1,381	▲42	(▲3.0%)	▲308	(▲18.2%)
青ヶ島村	10	17	7	(70.0%)	27	17	(170.0%)	10	(58.8%)
小笠原村	103	209	106	(102.9%)	347	244	(236.9%)	138	(66.0%)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<65歳以上人口>

	2010年		2025年				2040年			
	65歳以上人口(人)	65歳以上人口(人)	2010年→2025年		65歳以上人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年		
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率	
全 国	29,483,665	36,573,488	7,089,823	(24.0%)	38,678,103	9,194,438	(31.2%)	2,104,615	(5.8%)	
東 京	2,679,265	3,322,479	643,214	(24.0%)	4,117,563	1,438,298	(53.7%)	795,084	(23.9%)	
区 部	1,804,464	2,192,719	388,255	(21.5%)	2,768,307	963,843	(53.4%)	575,588	(26.2%)	
千代田区	9,042	10,869	1,827	(20.2%)	15,359	6,317	(69.9%)	4,490	(41.3%)	
中央区	19,505	27,164	7,659	(39.3%)	46,901	27,396	(140.5%)	19,737	(72.7%)	
港区	35,282	46,577	11,295	(32.0%)	74,046	38,764	(109.9%)	27,469	(59.0%)	
新宿区	62,490	75,304	12,814	(20.5%)	97,115	34,625	(55.4%)	21,811	(29.0%)	
文京区	39,145	47,419	8,274	(21.1%)	61,383	22,238	(56.8%)	13,964	(29.4%)	
台東区	41,231	43,306	2,075	(5.0%)	50,689	9,458	(22.9%)	7,383	(17.0%)	
墨田区	52,961	54,770	1,809	(3.4%)	69,946	16,985	(32.1%)	15,176	(27.7%)	
江東区	88,075	100,922	12,847	(14.6%)	142,338	54,263	(61.6%)	41,416	(41.0%)	
品川区	70,734	85,360	14,626	(20.7%)	109,984	39,250	(55.5%)	24,624	(28.8%)	
目黒区	52,618	64,591	11,973	(22.8%)	81,805	29,187	(55.5%)	17,214	(26.7%)	
大田区	141,382	172,158	30,776	(21.8%)	208,981	67,599	(47.8%)	36,823	(21.4%)	
世田谷区	160,662	200,705	40,043	(24.9%)	273,482	112,820	(70.2%)	72,777	(36.3%)	
渋谷区	40,147	48,676	8,529	(21.2%)	63,696	23,549	(58.7%)	15,020	(30.9%)	
中野区	62,682	74,475	11,793	(18.8%)	91,670	28,988	(46.2%)	17,195	(23.1%)	
杉並区	124,352	155,512	31,160	(25.1%)	183,885	59,533	(47.9%)	28,373	(18.2%)	
豊島区	54,855	68,701	13,846	(25.2%)	93,049	38,194	(69.6%)	24,348	(35.4%)	
北区	80,348	88,184	7,836	(9.8%)	94,111	13,763	(17.1%)	5,927	(6.7%)	
荒川区	44,348	49,202	4,854	(10.9%)	57,656	13,308	(30.0%)	8,454	(17.2%)	
板橋区	114,074	140,430	26,356	(23.1%)	162,829	48,755	(42.7%)	22,399	(16.0%)	
練馬区	138,257	208,972	70,715	(51.1%)	281,420	143,163	(103.5%)	72,448	(34.7%)	
足立区	151,827	170,730	18,903	(12.5%)	192,032	40,205	(26.5%)	21,302	(12.5%)	
葛飾区	97,405	109,507	12,102	(12.4%)	123,452	26,047	(26.7%)	13,945	(12.7%)	
江戸川区	123,042	149,185	26,143	(21.2%)	192,478	69,436	(56.4%)	43,293	(29.0%)	
市 部	851,072	1,103,358	252,286	(29.6%)	1,325,147	474,075	(55.7%)	221,789	(20.1%)	
八王子市	120,432	161,889	41,457	(34.4%)	186,951	66,519	(55.2%)	25,062	(15.5%)	
立川市	38,417	50,320	11,903	(31.0%)	58,041	19,624	(51.1%)	7,721	(15.3%)	
武蔵野市	27,286	34,975	7,689	(28.2%)	43,749	16,463	(60.3%)	8,774	(25.1%)	
三鷹市	34,770	46,941	12,171	(35.0%)	64,410	29,640	(85.2%)	17,469	(37.2%)	
青梅市	32,277	40,390	8,113	(25.1%)	41,915	9,638	(29.9%)	1,525	(3.8%)	
府中市	46,624	60,431	13,807	(29.6%)	79,504	32,880	(70.5%)	19,073	(31.6%)	
昭島市	23,261	29,451	6,190	(26.6%)	33,062	9,801	(42.1%)	3,611	(12.3%)	
調布市	42,485	55,089	12,604	(29.7%)	72,962	30,477	(71.7%)	17,873	(32.4%)	
町田市	92,476	120,052	27,576	(29.8%)	144,423	51,947	(56.2%)	24,371	(20.3%)	
小金井市	22,218	30,559	8,341	(37.5%)	38,922	16,704	(75.2%)	8,363	(27.4%)	
小平市	37,678	48,276	10,598	(28.1%)	58,751	21,073	(55.9%)	10,475	(21.7%)	
日野市	37,488	47,709	10,221	(27.3%)	57,166	19,678	(52.5%)	9,457	(19.8%)	
東村山市	34,436	42,133	7,697	(22.4%)	50,746	16,310	(47.4%)	8,613	(20.4%)	
国分寺市	22,896	30,608	7,712	(33.7%)	39,462	16,566	(72.4%)	8,854	(28.9%)	
国立市	14,471	19,635	5,164	(35.7%)	25,492	11,021	(76.2%)	5,857	(29.8%)	
福生市	12,260	15,432	3,172	(25.9%)	16,579	4,319	(35.2%)	1,147	(7.4%)	
狛江市	17,145	21,276	4,131	(24.1%)	25,210	8,065	(47.0%)	3,934	(18.5%)	
東大和市	18,089	22,936	4,847	(26.8%)	26,778	8,689	(48.0%)	3,842	(16.8%)	
清瀬市	18,426	21,583	3,157	(17.1%)	24,167	5,741	(31.2%)	2,584	(12.0%)	
東久留米市	27,345	32,805	5,460	(20.0%)	35,770	8,425	(30.8%)	2,965	(9.0%)	
武蔵村山市	14,594	17,657	3,063	(21.0%)	19,085	4,491	(30.8%)	1,428	(8.1%)	
多摩市	30,909	44,049	13,140	(42.5%)	48,655	17,746	(57.4%)	4,606	(10.5%)	
稲城市	14,721	21,118	6,397	(43.5%)	28,951	14,230	(96.7%)	7,833	(37.1%)	
羽村市	11,164	14,816	3,652	(32.7%)	17,154	5,990	(53.7%)	2,338	(15.8%)	
あきる野市	19,231	23,301	4,070	(21.2%)	24,628	5,397	(28.1%)	1,327	(5.7%)	
西東京市	39,973	49,927	9,954	(24.9%)	62,614	22,641	(56.6%)	12,687	(25.4%)	

	2010年		2025年		2040年				
	65歳以上 人口(人)	65歳以上 人口(人)	2010年→2025年		65歳以上 人口(人)	2010年→2040年		2025年→2040年	
			増減数(人)	増減率		増減数(人)	増減率	増減数(人)	増減率
町 村 部	23,730	26,402	2,672	(11.3%)	24,109	379	(1.6%)	▲2,293	(▲8.7%)
瑞穂町	7,076	9,216	2,140	(30.2%)	9,745	2,669	(37.7%)	529	(5.7%)
日の出町	4,875	5,529	654	(13.4%)	4,844	-31	(▲0.6%)	▲685	(▲12.4%)
檜原村	1,110	965	▲145	(▲13.1%)	724	-386	(▲34.8%)	▲241	(▲25.0%)
奥多摩町	2,498	1,972	▲526	(▲21.1%)	1,329	-1,169	(▲46.8%)	▲643	(▲32.6%)
大島町	2,680	2,701	21	(0.8%)	2,256	-424	(▲15.8%)	▲445	(▲16.5%)
利島村	69	90	21	(30.4%)	109	40	(58.0%)	19	(21.1%)
新島村	994	980	▲14	(▲1.4%)	772	-222	(▲22.3%)	▲208	(▲21.2%)
神津島村	518	618	100	(19.3%)	501	-17	(▲3.3%)	▲117	(▲18.9%)
三宅村	942	917	▲25	(▲2.7%)	707	-235	(▲24.9%)	▲210	(▲22.9%)
御蔵島村	48	81	33	(68.8%)	82	34	(70.8%)	1	(1.2%)
八丈町	2,643	2,775	132	(5.0%)	2,208	-435	(▲16.5%)	▲567	(▲20.4%)
青ヶ島村	21	45	24	(114.3%)	54	33	(157.1%)	9	(20.0%)
小笠原村	256	513	257	(100.4%)	778	522	(203.9%)	265	(51.7%)

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

【資料3】東京の現状と将来の姿（区市別状況）

<総人口の増減率 上位・下位3区市>

		区部				市部						
2010年→ 2025年	高	中央区	16.6%	低	足立区	▲8.4%	高	稲城市	8.9%	低	青梅市	▲25.3%
		港区	7.9%		葛飾区	▲7.6%		三鷹市	4.8%		福生市	▲24.2%
		江東区	6.8%		杉並区	▲4.9%		東村山市	3.7%		東久留米市	▲15.5%
2010年→ 2040年	高	中央区	14.4%	低	足立区	▲21.3%	高	稲城市	9.4%	低	青梅市	▲25.3%
		江東区	8.5%		葛飾区	▲19.2%		三鷹市	1.8%		福生市	▲24.2%
		港区	5.2%		杉並区	▲15.5%		東村山市	0.7%		東久留米市	▲15.5%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

<65歳以上人口の増減率 上位・下位3区市>

		区部				市部						
2010年→ 2025年	高	練馬区	51.1%	低	墨田区	3.4%	高	稲城市	43.5%	低	あきる野市	28.1%
		中央区	39.3%		台東区	5.0%		多摩市	42.5%		青梅市	29.9%
		港区	32.0%		北区	9.8%		小金井市	37.5%		武蔵村山市	30.8%
2010年→ 2040年	高	中央区	140.5%	低	北区	17.1%	高	稲城市	96.7%	低	あきる野市	28.1%
		港区	109.9%		台東区	22.9%		三鷹市	85.2%		青梅市	29.9%
		練馬区	103.5%		足立区	26.5%		国立市	76.2%		武蔵村山市	30.8%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

<75歳以上人口の増減率 上位・下位3区市>

		区部				市部						
2010年→ 2025年	高	練馬区	88.7%	低	墨田区	30.0%	高	多摩市	129.0%	低	あきる野市	59.3%
		江戸川区	73.4%		台東区	30.8%		稲城市	112.0%		清瀬市	59.6%
		中央区	64.0%		千代田区	37.3%		羽村市	96.5%		青梅市	63.6%
2010年→ 2040年	高	練馬区	135.7%	低	台東区	22.9%	高	稲城市	146.4%	低	あきる野市	59.3%
		中央区	117.8%		北区	28.9%		多摩市	129.7%		清瀬市	59.6%
		港区	102.7%		荒川区	35.3%		羽村市	102.3%		青梅市	63.6%

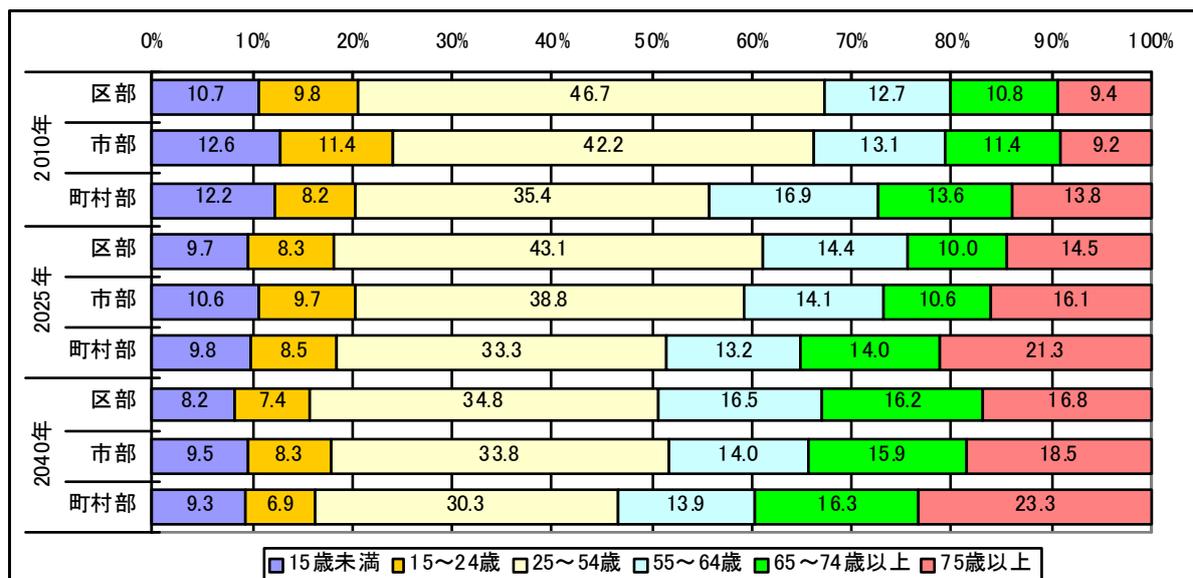
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

<平成24年合計特殊出生率 上位・下位3区市>

		区部				市部						
平成24年 合計特殊 出生率	高	江戸川区	1.40	低	杉並区	0.89	高	東大和市	1.54	低	武蔵野市	1.03
		足立区	1.37		中野区	0.90		あきる野市	1.42		三鷹市	1.09
		葛飾区	1.34		目黒区	0.92		昭島市	1.38		多摩市	1.11

資料：東京都福祉保健局「平成24年人口動態統計（確定数）」

<人口構造の変化(6区分)【区部・市部・町村部】>



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<後期高齢者(75歳以上)の人口構成(2010, 2025, 2040年) 上位・下位3区市>

年	区部				市部			
	高	低	高	低	高	低	高	低
2010年	北区	11.4%	江戸川区	7.4%	清瀬市	11.6%	稲城市	6.9%
	杉並区	11.2%	中央区	7.4%	青梅市	10.7%	羽村市	7.8%
	台東区	10.9%	江東区	8.0%	東村山市	10.5%	武蔵村山市	7.9%
2025年	杉並区	18.3%	中央区	10.5%	清瀬市	19.5%	府中市	13.5%
	北区	16.9%	江東区	11.7%	多摩市	19.2%	稲城市	13.5%
	足立区	16.6%	港区	12.0%	青梅市	19.1%	調布市	14.4%
2040年	杉並区	22.4%	江東区	13.0%	青梅市	23.4%	稲城市	15.6%
	練馬区	21.6%	墨田区	13.7%	多摩市	21.7%	府中市	16.1%
	渋谷区	18.4%	荒川区	13.8%	清瀬市	21.7%	武蔵村山市	16.4%

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<75歳以上単独世帯・世帯主75歳以上夫婦のみ世帯の増減率 上位・下位3区市>

世帯タイプ	区部				市部			
	高	低	高	低	高	低	高	低
75歳以上 単独世帯	練馬区	95.4%	中野区	37.5%	多摩市	171.7%	狛江市	42.8%
	江戸川区	95.3%	文京区	38.4%	稲城市	130.4%	武蔵野市	43.3%
	江東区	92.8%	北区	44.1%	町田市	127.2%	調布市	49.4%
世帯主 75歳以上 夫婦のみ	中央区	106.1%	中野区	37.3%	多摩市	142.1%	狛江市	42.8%
	江東区	93.7%	文京区	42.7%	稲城市	125.9%	武蔵野市	43.3%
	板橋区	78.5%	葛飾区	47.5%	羽村市	111.4%	調布市	49.4%

資料: 東京都総務局統計部「東京都世帯数の予測」(平成21年3月)

<住宅に住む一般世帯の借家率(全年代、世帯主65歳以上、65歳以上単身世帯) 上位・下位3区市>

	区部				市部			
	高	低	高	低	高	低	高	低
全年代	新宿区	69.1%	葛飾区	46.9%	武蔵野市	56.3%	あきる野市	24.8%
	中野区	66.2%	台東区	47.4%	国立市	56.1%	青梅市	29.2%
	北区	61.9%	荒川区	48.8%	三鷹市	55.9%	武蔵村山市	39.1%
世帯主 65歳以上	北区	45.6%	文京区	25.6%	清瀬市	44.4%	あきる野市	10.5%
	江東区	44.4%	目黒区	25.7%	立川市	40.1%	青梅市	16.5%
	足立区	42.0%	世田谷区	26.1%	福生市	40.0%	国分寺市	19.3%
65歳以上 単身世帯	北区	61.6%	目黒区	37.1%	福生市	62.0%	あきる野市	25.7%
	足立区	58.3%	千代田区	38.2%	清瀬市	61.8%	青梅市	35.1%
	江東区	57.9%	世田谷区	39.0%	立川市	57.5%	国分寺市	35.8%

資料:総務省「平成22年国勢調査」

<平成20年空き家数 上位・下位3区市>

	区部				市部			
	多	少	多	少	多	少	多	少
平成20年 空き家数	大田区	43,700戸	千代田区	8,380戸	八王子市	27,960戸	稲城市	2,760戸
	足立区	38,730戸	墨田区	11,430戸	町田市	16,120戸	羽村市	2,800戸
	世田谷区	34,790戸	文京区	11,580戸	府中市	13,190戸	あきる野市	3,220戸

資料:総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

【資料 4】地域包括ケアとその要件（森本佳樹委員提供資料）

地域包括ケアとその要件

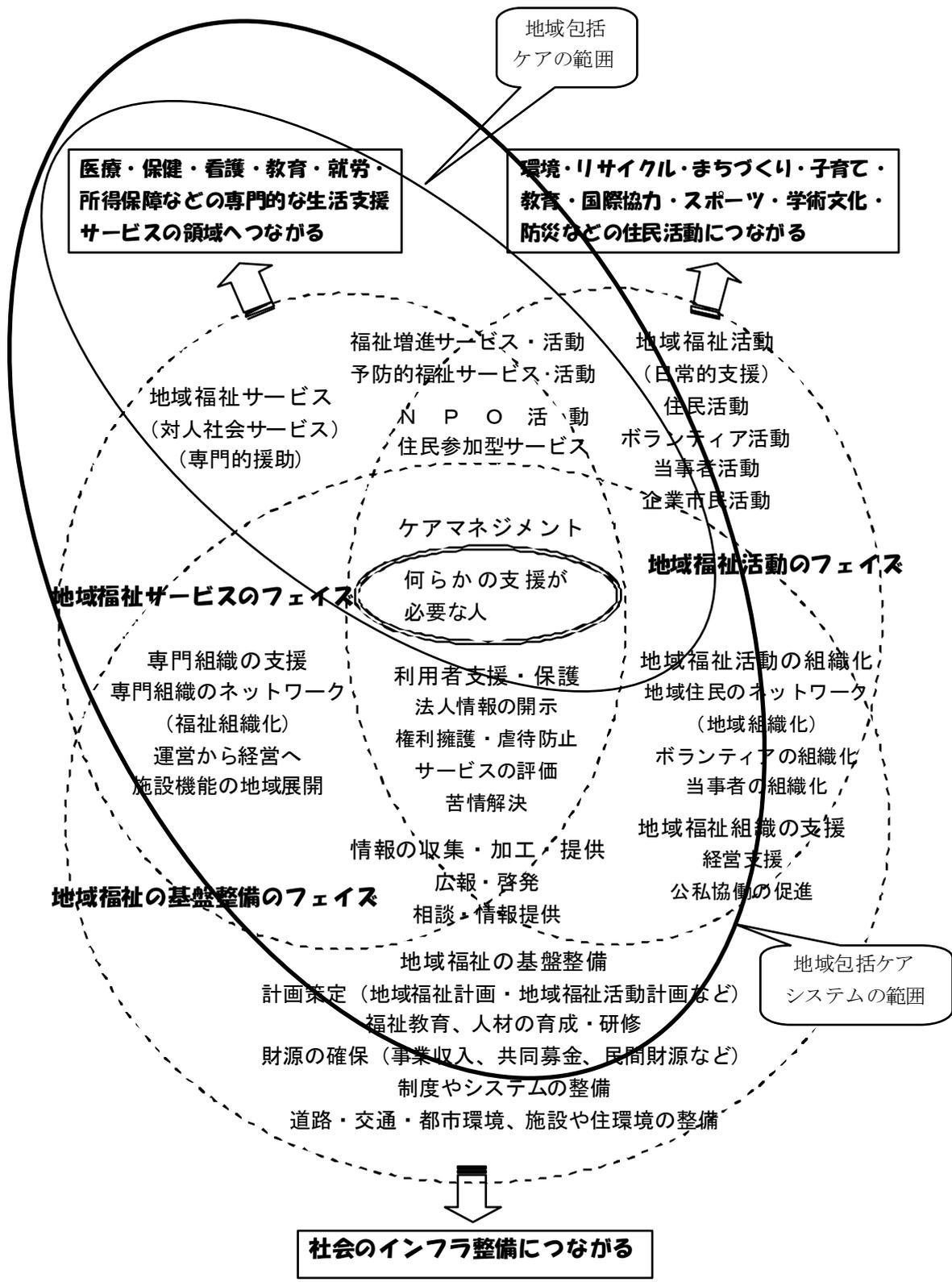
(1) 地域包括ケアの必要条件

- ①介護、福祉、医療、看護、保健、リハ等のフォーマル・サービスの連携
- ②地域社会や友人・知人などによるインフォーマル・サポートの動員
- ③フォーマル・サービスとインフォーマル・サポートとの連動
- ④各種サービス、サポート間のネットワークと適切なケアマネジメントの確立

(2) 地域包括ケアシステムの構成要素

- ⑤総合相談・ニーズ発見・権利擁護・虐待防止などの個別ケアを重層的に支えるネットワークの構築
- ⑥個々のケースにおける生活の時間的連続性を確保するための長期継続ケア体制の構築（ケアマネジメント体制の確立と日常生活における馴染みの関係の継続）
- ⑦前提としての生活の場所（自分の「住まい」「居場所」）の確保と連続性（施設－中間的な住まい－在宅）
- ⑧障害、児童等も包含した共生ケアの可能性
- ⑨当事者・家族の参加可能性
- ⑩上記の要件に関わる全体的なマネジメント体制（具体的には、ヒト・モノ・カネ・シラセ等のマネジメント）

※ 東京都社会福祉審議会検討分科会（第 1 回：平成 25 年 5 月 16 日開催）における森本佳樹委員委員の発表資料より作成



出典：太田貞司・森本佳樹『地域包括ケアシステム—その考え方と課題』（光生館）2011年
57 ページ